

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	市税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、市税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

金沢市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年9月4日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	市税に関する事務	
②事務の内容 ※	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）別表第24の項より、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。 1. 評価対象事務の概要（詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照） ・納税義務者等からの申告及び届出等又は調査による課税資料の収集等を行い税額算定を行う（個人市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税） ・課税要件が成立した租税債権の内容を確定し税額を決定し、本人あて通知する ・賦課内容、税額の更正、決定若しくは賦課決定を行い、本人あて通知する ・減免申請により審査し減免決定を行い、本人あて通知する ・滞納者に対し督促状等の発送や滞納整理を行う ・課税及び収納情報による過不足金等の情報を管理する ・過不足金に係る還付・充当処理を行う ・納税義務者からの交付申請により納税証明書等を発行する ・申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う 番号法の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 (1)賦課事務（詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照） ①申告・届出受付事務 ・申告書等を受け付ける際に本人確認を行う ・必要に応じて課税資料の内容について調査・照会し取得する ②課税決定事務 ・個人市・県民税に係る各種課税資料をチェックした後、合算し課税計算を行い、合算チェックリストにより内容をチェックする ③納税通知書等発送事務 ・税額の決定、更正、減免等を行った場合、本人あて通知する ・個人市・県民税に係る住登外課税を行った場合、地方税法第294条第3項により該当市町村へ通知する (2)徴収事務（詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照） ・滞納者に関する情報を調査・照会する ・申請等の記載内容を確認する <中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う（番号連携システム要件） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する（番号連携システム、中間サーバー要件） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する（番号連携システム、中間サーバー要件）	
	③対象人数	[30万人以上]

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	①各税目ごとに課税情報の管理を行う ②賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行い、本人あて通知する ③収納・滞納状況を管理し、督促状等の発送及び還付・充当処理を行う ④納税者の宛名等を管理する
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (住民税課税支援システム、市税滞納管理システム、介護保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、後期高齢支援システム、国民年金システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、就学事務システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	市税滞納管理システム
②システムの機能	税滞納管理システムは、徴収事務に係る滞納整理に伴う事務処理の高度化及び効率化を目指して導入されたコンピュータシステムである。 ①税務システムと連携して収滞納情報を管理する ②調査・照会によって収集した滞納者の収入及び財産等の情報を管理する ③滞納処分に関する書類の作成や発行を行うと共に処分等の情報を管理する ④催告書、納付書等を発行する
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	課税資料イメージ管理システム
②システムの機能	個人市・県民税に係るシステム ①確定申告書、給与支払報告書等の課税資料をイメージ管理する ②課税資料の取込みはスキャニング・データ連携により行う 次期システムでは次の機能が追加される ①申告受付機能: 課税資料を参照し、納税者の申告情報をもとに確定申告書・住民税申告書を受付する ②合算機能: 登録した各課税資料データの合算を行い、当初課税用データを作成する
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム4

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム（市町村CS部分について記載）	
②システムの機能	①本人確認 ・窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する ②本人確認情報検索 ・統合端末において入力された5情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 （	[] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム5

①システムの名称	eLTAXシステム	
②システムの機能	①申告データの審査と管理 ②申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携 ④特別徴収税額通知データの連携 ⑤個人住民税について、オンラインで申告ができる機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 （ サービス検索・電子申請機能	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム6～10

システム6

①システムの名称	国税連携システム	
②システムの機能	所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁からeLTAXを通じて各地方公共団体へ送信する。各地方公共団体では、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。 ①確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 ②確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 ③確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 ④団体間回送機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ）	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム7

①システムの名称	路線システム	
②システムの機能	①路線価の算出、登録 ②全路線価の一括再計算 ③路線価の検索、印刷 ④税務システムへの一括出力	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 (	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

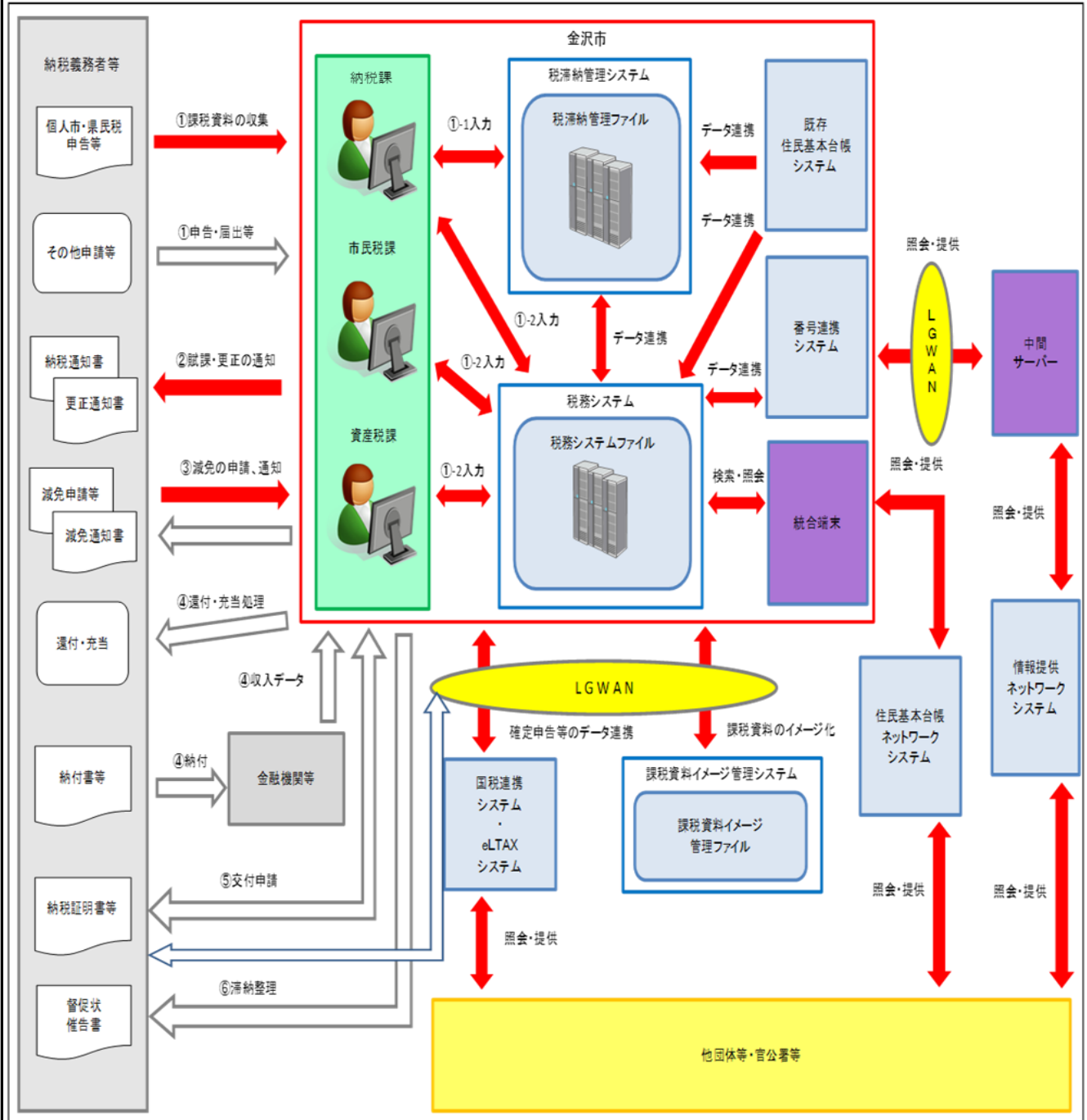
システム8	
①システムの名称	家屋評価システム
②システムの機能	①家屋調査により得た物件情報を入力し、課税標準額を計算する ②家屋の間取り、寸法等の入った図面を作成する ③税務システムと連携を取り、課税情報を結合する ④作成したデータを物件ごとに管理し、検索や抽出をする
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム9	
①システムの名称	金沢市固定資産課税支援システム
②システムの機能	①土地の分合筆や地図訂正及び家屋に関する情報を視覚的に確認する ②課税情報を属性として持っているので対象を選択し確認する ③画地計測機能により画地条件の変更に伴う間口長、奥行長、画地面積、想定整形地面積、蔭地割合を算出する ④地番図、航空写真、都市計画図、家屋図等多くのレイヤーを重ねて表示することで課税内容を適正化する
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム10	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	①宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う ②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う ③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う ・中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する ④情報提供機能 ・各業務で管理している特定個人情報(連携対象)を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う ⑤情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（ 中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、子ども・子育て支援システム、健康情報システム ）

システム11～15	
システム11	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と紐付け、その情報を保管・管理する ②情報照会管理機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う ③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム12	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データと取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (申請管理システム、e-Gov電子申請サービス)
システム13	
①システムの名称	登記課税連携システム
②システムの機能	法務局から受領した電子の登記済通知情報に、税システムで利用している宛名番号を紐づけたうえで、税システムに取込を行う
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名		
(1)税務システムファイル、(2)税滞納管理ファイル、(3)課税資料イメージ管理ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	市税に関する事務で特定個人情報ファイルを以下のとおりの必要性から取り扱う。 (1)税務システムファイル ①申請、届出等の際に、本人確認をする ②住登外者に対し個人番号を付与する ③他の地方公共団体及び行政機関等の調査又は照会回答を行う際に、個人番号を利用する ④納税義務者あてに出力する帳票に市が管理している個人番号を記載して通知する ⑤個人市・県民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、法定資料に個人番号が記載され、同一人物に複数の資料が存在する場合に、名寄せとして利用する ⑥住登外課税対象者に対して個人市・県民税の課税を行う場合に、住民登録地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する ⑦情報提供ネットワークシステムを通じた所得・課税情報、扶養情報等の提供に対応できるよう照会用データを中間サーバーに記録する ⑧本市外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する (2)税滞納管理ファイル ①他の地方公共団体及び行政機関等への調査・照会に際し、対象者の税関係情報と突合する ②申請等の受付の際に、本人確認する (3)課税資料イメージ管理ファイル ①本人確認を行う際に個人番号を利用する ②個人市・県民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、法定資料に個人番号が記載され、同一人物に複数の資料が存在する場合に、名寄せとして利用する	
②実現が期待されるメリット	①転入・転出者の基本情報がより正確に掴める ②他の地方公共団体及び行政機関等から入手した情報と本市保有情報との突合がより正確になる ③課税事務の効率化と、より公平で正確な税負担の実現(課税漏れの防止) ④効率的な名寄せ・突合により、課税計算や、扶養控除のチェックが効率的に行われる	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第24の項 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第16条第1項 ・地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、172の2、172の3、173の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総務局市民税課、資産税課、納税課	
②所属長の役職名	総務局市民税課長、資産税課長、納税課長	
8. 他の評価実施機関		
—		

(別添1) 事務の内容

市税に関する事務



(備考)



特定個人情報を含む



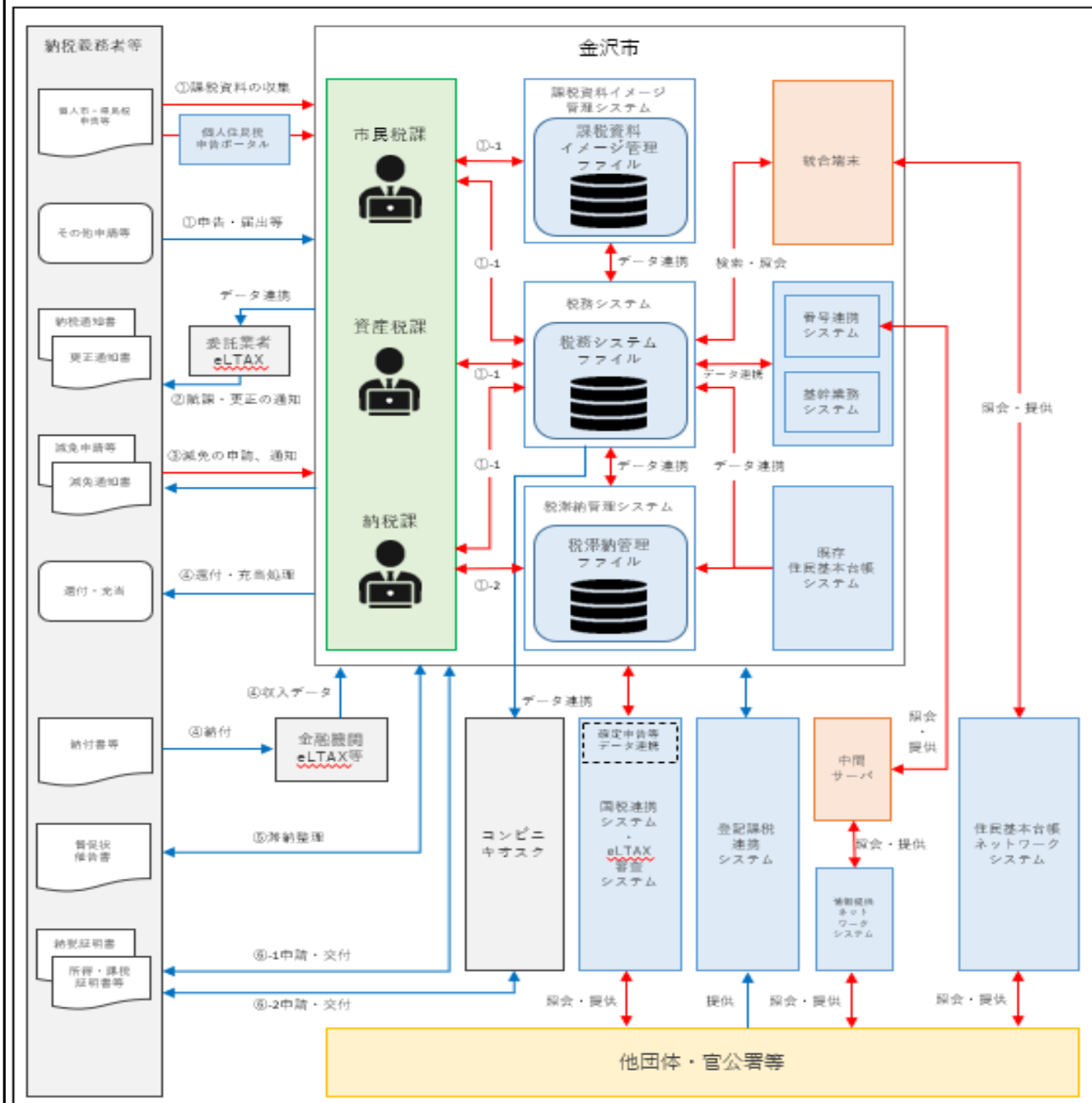
特定個人情報を含まない

- ①申告及び届出等又は調査による課税資料の収集等
 - ①-1調査資料の入力
 - ①-2課税資料の入力
- ②賦課内容、税額の更正、決定若しくは賦課決定を行い、本人あて通知
- ③減免申請により審査し、減免決定を行い、本人あて通知
- ④過不足金等の情報を管理し、還付充当処理を行う
- ⑤-1納税義務者からの交付申請により納税証明書等を発行
- ⑤-2納税義務者からの交付申請によりコンビニ交付サービスを利用して納税証明書等を発行
- ⑥滞納者に対し督促状等の発送や滞納整理を行う

※路線システム、家屋評価システム、金沢市固定資産税課税支援システムについては(別添1)資産税課参照

(別添1) 事務の内容

市税に関する事務



(備考)



- ①申告及び届出等又は調査による課税資料の収集等
 - ①-1課税資料の入力
 - ①-2調査資料の入力
- ②賦課内容、税額の更正、決定若しくは賦課決定を行い、本人あて通知
- ③減免申請により審査し、減免決定を行い、本人あて通知
- ④過不足金等の情報を管理し、還付充当処理を行う
- ⑤滞納者に対し督促状等の発送や滞納整理を行う
- ⑥-1納税義務者からの交付申請により納税証明書等を発行
- ⑥-2納税義務者からの交付申請によりコンビニ交付サービスを利用して納税証明書等を発行

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)税務システムファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	税務調査の対象者
	その必要性 ・申告・届出等の書類の内容確認又は判断するための審査若しくは調査を実施する際に、個人番号を利用する ・通知書等の作成時に個人番号を付与する ・申請等の際に納税者の利便性の向上に利用する ・地方公共団体等及び行政機関等の調査・照会を行う際に、個人番号を利用する ・適正な賦課を目的としており、そのために必要な特定個人情報保有する
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※ ・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性 ・個人番号、その他識別情報：対象者の特定、名寄せを行うため ・5情報及び連絡先：①本人へ送付又は連絡等のため、②申請等の内容の確認のため ・その他住民票関係情報：①家族関係、死亡又は相続の確認のため、②扶養関係等の確認のため ・国税関係情報：所得税情報の確認のため ・地方税関係情報：課税内容、収納・滞納状況、収入財産状況を把握するため ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：社会保険料控除額確認のため ・生活保護・社会福祉関係情報：生活保護受給者を課税対象者から除外するため ・年金関係情報：年金所得情報を把握するため
	全ての記録項目 別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	総務局市民税課、資産税課、納税課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、生活支援課、保険年金課、介護保険課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税当局、特別徴収義務者、年金保険者等、地方公共団体情報システム機構 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市町村、特別徴収義務者 ） ☐ 民間事業者 （ 特別徴収義務者 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ eLTAX・国税連携、住民基本台帳ネットワークシステム、庁内LAN、サービス検索・電子申請機能 ）
③入手の時期・頻度	1. 本人又は本人の代理人(以下、「本人等」という。)からの入手 ①個人市・県民税 ・市・県民税申告書(紙、電子)の受付ごとに随時入手する ※課税資料は当初課税時期(1月から6月)が多いが、更正、修正申告等により随時入手する ②固定資産税・都市計画税 ・償却資産申告書(紙、eLTAX)は、申告時に随時入手する(申告期限は毎年1月31日) ・減免申請書等(紙)は受付ごとに随時入手する ③軽自動車税 ・原動機付自転車に関する申告書は受付時に随時入手する ・減免申請書は受付ごとに入手する(5月中) 2. 評価実施機関内の他部署(以下、「本市他部署」という。)からの入手 ①共通 ・住民基本台帳情報等は、住基システムの異動ごとに随時入手する ②個人市・県民税 ・生活保護受給対象者情報(電子記録媒体)は、毎年1月に入手する ・国民健康保険料支払い状況等(電子記録媒体)は、毎年1月に入手する ・介護保険料支払状況(電子記録媒体)は毎年1月に入手する 3. 行政機関・独立行政法人等(以下、「官公署等」という。)からの入手 ①共通 ・地方公共団体情報システム機構から、統合端末を利用して本人確認情報を入手する ②個人市・県民税 ・確定申告書等(紙、eLTAX・国税連携)、給与支払報告書(紙、eLTAX、電子記録媒体)、公的年金支払報告書(紙、eLTAX)は受付ごとに随時入手する ※課税資料は当初課税時期(1月から6月)が多いが、更正、修正申告等により随時入手する ・情報提供ネットワークシステムを利用して扶養情報等を随時取得する 4. 地方公共団体・独立行政法人等(以下、「他団体等」という。)からの入手 ①個人市・県民税 ・他市町村から回送された給与支払報告書・確定申告書・公的年金支払報告書(紙)、特別徴収義務者からの給与支払報告書(紙、eLTAX、電子記録媒体)は受付ごとに随時入手する ※課税資料は当初課税時期(1月から6月)が多いが、更正、修正申告等により随時入手する ・情報提供ネットワークシステムを利用して扶養情報等を随時取得する 5. 民間事業者からの入手 ①個人市・県民税 ・給与支払報告書(紙、eLTAX、電子記録媒体)は受付ごとに随時入手する ※課税資料は当初課税時期(1月から6月)が多いが、随時入手する
④入手に係る妥当性	・地方税法により提出期限等が定められている ・課税資料等(給与支払報告書、確定申告書、個人市・県民税申告書、公的年金支払報告書、原動機付自転車登録申告書等)については、制度上定められた時期・頻度・方法にて情報を入手している ・毎月の更正、修正申告等に対応するため、最新の情報を入手する必要がある

⑤本人への明示		1. 本人等から入手 ・窓口で対応する場合は、本人等に対し口頭で説明することで本人等に明示する 2. 本市他部署から入手 ・番号法第9条第2項及び番号法に基づく本市条例規則にて明示される 3. 官公署等、他団体等、民間事業者から入手 ・番号法第19条9号、同法施行令第26条により、租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるときに特定個人情報の提供を受けることができる旨が明示されている 4. 地方公共団体情報システム機構から入手 ・番号法第14条第2項、同法第19条第5号により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている 5. サービス検索・電子申請機能から入手 ・番号法第9条第2項及び番号法に基づく本市条例にて明示される							
⑥使用目的 ※		①申告・届出等の受付 ②課税資料に関する調査・照会 ③個人市・県民税額・森林環境税の算出 ④税額の決定、変更の通知							
	変更の妥当性	—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務局市民税課、資産税課、納税課							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		1. 申告・届出等の受付 ・申告書等に記載された個人番号について、本人確認をする 2. 課税資料に関する調査・照会 ・本人等、本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者に対して調査・照会する ・住民基本台帳情報、生活保護受給対象者情報等により、課税対象者かどうかを判断する ・給与支払報告書、確定申告書、個人市・県民税申告書、公的年金支払報告書に個人番号が記載され、名寄せに利用する ・国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払額情報は、社会保険料控除額決定の参考にする ・住登外課税を行う場合に、住登地市町村に送付する地方税第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する ・本市に居住する納税義務者の本市以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの調査に、情報提供ネットワークシステムを利用する ・情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する 3. 個人市・県民税・森林環境税額の算出 ・各種課税資料の情報から課税計算を行う 4. 税額の決定、変更の通知 ・納税通知書及び更正通知書に個人番号を記載して本人に通知する							
	情報の突合 ※	・課税資料等と本市保有情報を突合し、個人特定等を行っている ・課税情報等と生活保護者情報を突合し、非課税者等の特定を行っている ・課税資料等と国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料情報を突合し、社会保険料控除額のチェックを行っている							
	情報の統計分析 ※	特定の個人が判別できる情報の統計や分析は行わず、調定、納税義務者数などの統計を作成する。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	賦課決定、更正決定							
⑨使用開始日		平成28年1月5日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	税務システム開発及び運用保守等委託	
①委託内容	税務システムの開発、運用、保守等を行う。また、税務システム（現行）においては、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末と、委託業者が管理するデータセンター（以下「委託データセンター」という。）内に設置された本市専用のサーバーとを接続し、税務システムファイルを管理すると共に、税務システム機能の本市への提供も行う。なお、税務システム（次期）においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ※本市においては、現在、新しい税務システムの導入を行っていることから、現在利用している税務システム固有の事項については「税務システム（現行）」、新しい税務システム固有の事項については「税務システム（次期）」と明記する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 ☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性 税務システムの開発時及び運用時においてシステムが正常に稼働することを確認等するために必要である。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 （ 庁内又は委託データセンター内のセキュリティ区画で作業を実施する。 ）	
⑤委託先名の確認方法	確認できる（公表していないが、問い合わせがあれば回答可能）。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社、FLCS株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑨再委託事項	①庁内における、税務システムの障害管理、質疑対応、機器保守、システム保守等 ②委託データセンターにおける機器保守等
委託事項2～5		
委託事項2	納税通知書等作成封入封緘業務（個人市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）	
①委託内容	納税通知書等の印刷、封入封緘	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	

	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	当該年度ごとの個人市・県民税・森林環境税納税義務者、固定資産税・都市計画税納税義務者、軽自動車税納税義務者	
	その妥当性	納税通知書に個人番号を記載する必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 100人以上500人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN回線)	
⑤委託先名の確認方法		確認できる(公表していないが、問い合わせがあれば回答可能)。	
⑥委託先名		福島印刷株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。	
	⑨再委託事項	損紙の破棄	
委託事項3		データエントリー業務委託	
①委託内容		e-Taxでデータが取り込めない確定申告書の第二表等や、紙ベースの課税資料等から作成したイメージデータから、電子計算機で処理するための入力データを作成する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	直接データとして取り込めない課税資料を提供した者	
	その妥当性	効率的かつ正確にデータ化し、税務システムに取り込む必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は、入札結果として金沢市ホームページにて公表している。	
⑥委託先名		株式会社ICCデータプラス	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		地方税電子申告支援サービス運用委託業務	
①委託内容		地方税の電子申告に関連して、地方税共同機構が運営するeLTAXポータルセンターと連携し、LGWAN回線を利用して、本市に設置する審査システム操作端末と登録先委託業者が運営するデータセンター内に設置された審査システムサーバーとを接続して、電子申告・国税連携データ等の審査及びデータの保管等を行う業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAXを通して申告等を行う者	
	その妥当性	eLTAXを通して申告等がなされたデータのみ取り扱うため。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN回線)	
⑤委託先名の確認方法		確認できる(公表していないが、問い合わせがあれば回答可能)。	
⑥委託先名		TISI株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (84) 件 [☐] 移転を行っている (42) 件 [☐] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1項
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて第三条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第2項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて第四条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて第五条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)

④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先4	総務大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第4項
②提供先における用途	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先5	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第5項
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先6～10	
提供先6	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第7項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第11項
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第13項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の有無がある都府県
提供先9	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第15項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて第十七条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の有無がある都府県
提供先10	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第20項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて第二十二條で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の有無がある都府県
提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第28項

②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第37項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第39項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様

⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先14	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第42項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第48項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先16～20	
提供先16	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第49項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの

③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の有無がある都度	
提供先17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第53項	
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第五十五条で定めるもの	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の有無がある都度	
提供先18	日本私立学校振興・共済事業団	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第57項	
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙

⑦時期・頻度	情報提供ネットワークにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第58項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第59項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
移転先1	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	70歳以上の国民健康保険被保険者の自己負担割合を世帯の所得によって判定するため。
③移転する情報	国民健康保険の被保険者及び世帯主の個人番号、生年月日、賦課年度、相当年度、各種収入、各種所得、各種控除金額、賦課更正日等の税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 庁内LAN ）
⑦時期・頻度	月1回
移転先2～5	
移転先2	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民健康保険における高額療養費の自己負担限度額を世帯の所得によって区分するため。限度額適用認定証の適用区分についても同様。
③移転する情報	国民健康保険の被保険者及び世帯主の個人番号、生年月日、賦課年度、相当年度、各種収入、各種所得、各種控除金額、賦課更正日等の税情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 端末検索 ）
⑦時期・頻度	月1回
移転先3	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民健康保険料を被保険者の所得によって計算するため。また、被保険者及び世帯主の所得により国民健康保険料の軽減判定をするため。
③移転する情報	国民健康保険の被保険者及び世帯主の個人番号、生年月日、賦課年度、相当年度、各種収入、各種所得、各種控除金額、賦課更正日等の税情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 庁内LAN ）
⑦時期・頻度	月1回
移転先4	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項

②移転先における用途	後期高齢者医療被保険者の自己負担割合を世帯の所得によって判定するため。
③移転する情報	同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の個人番号、生年月日、賦課年度、相当年度、各種収入、各種所得、各種控除金額、賦課更正日等の税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 端末検索 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	月1回
移転先5	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	後期高齢者医療被保険者の自己負担割合を世帯の所得によって判定するため。
③移転する情報	同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の個人番号、生年月日、賦課年度、相当年度、各種収入、各種所得、各種控除金額、賦課更正日等の税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 庁内LAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	月1回
移転先6～10	
移転先6	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	「介護給付費等（補装具費及び自立支援医療（精神通院公費）を除く、自立支援給付費）」に係る利用者負担上限月額等を設定するため。
③移転する情報	市民税額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員

⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (端末検索、庁内LAN)
⑦時期・頻度	申請の都度
移転先7	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	「地域生活支援事業給付費(日常生活用具給付費等を除く。)」に係る利用者負担上限月額等を設定するため。
③移転する情報	市民税額
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	申請の都度
移転先8	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	「障害児通所給付費及び障害児入所給付費等」に係る利用者負担上限月額等を設定するため。
③移転する情報	市民税額
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	申請の都度
移転先9	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	「補装具費」の支給可否の判定及び利用者負担上限月額等を設定するため。
③移転する情報	市民税額、合計所得金額、公的年金収入

④移転する情報の対象となる 本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (端末検索、庁内LAN)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	申請の都度	
移転先10	障害福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	「日常生活用具給付費等」の支給可否の判定及び利用者負担上限月額等を設定するため。 ※地域生活支援事業の一環	
③移転する情報	市民税額、合計所得金額、扶養親族情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (端末検索、庁内LAN)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	申請の都度	
移転先11～15		
移転先11	障害福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	「特別児童扶養手当」の受給資格を県が判定できるよう、所得状況を報告(情報提供)するため。	
③移転する情報	配偶者及び扶養義務者に係る氏名、住所、生年月日、続柄、総所得額、各所得控除額、扶養人数等	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	②の事務の対象者、配偶者及び扶養義務者	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (端末検索、庁内LAN)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙

⑦時期・頻度	・例年8月（一斉処理） ・申請の都度
移転先12	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	「障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当」の受給資格を認定するため。
③移転する情報	配偶者及び扶養義務者に係る氏名、住所、生年月日、続柄、所得金額、各所得控除額、扶養人数等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者、配偶者及び扶養義務者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 端末検索、庁内LAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	・例年8月（一斉処理） ・申請の都度
移転先13	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	「自立支援医療費（精神通院医療に限る）」の所得区分を県が認定できるよう、所得状況を報告（情報提供）するため。
③移転する情報	所得金額、合計所得金額、公的年金収入、市民税額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者と同一医療保険内の被保険者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 端末検索、庁内LAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請の都度
移転先14	保育幼稚園課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	子どものための教育・保育給付に係る認定及び利用者負担額（保育料等）の決定、子どものための施設等利用給付に係る認定のため。
③移転する情報	市民税額、所得金額、所得控除内訳、税額控除
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員

⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (端末検索、庁内LAN)
⑦時期・頻度	随時
移転先15	保育幼稚園課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	私立幼稚園(特定教育・保育施設を除く)に通園する満3歳～5歳児の副食費の一部を支給するため。
③移転する情報	市民税額、所得金額、所得控除内訳、税額控除
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (端末検索、庁内LAN)
⑦時期・頻度	随時
移転先16～20	
移転先16	福祉政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	老人保護措置入所要件及び老人保護措置費負担金算定のため市民税額の調査を実施するため
③移転する情報	市・県民税額、収入、所得控除金額
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び扶養義務者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	申請の都度
移転先17	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成事業を実施する要件を確認するため。

③移転する情報	市民税額、所得税額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 端末検索 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	申請の都度
移転先18	生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	生活保護の相談者の収入状況調査及び保護の決定、被保護者の収入認定のため。
③移転する情報	徴収区分、各収入金額、所得金額、扶養親族情報、本人該当情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 端末検索、庁内LAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先19	生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	中国残留邦人生活支援給付事務のため。
③移転する情報	徴収区分、各収入金額、所得金額、扶養親族情報、本人該当情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 端末検索、庁内LAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙

⑦時期・頻度	随時		
移転先20	健康政策課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項		
②移転先における用途	自立支援医療費(更生医療)の支給における支給認定及び自己負担上限月額の評定のため。		
③移転する情報	合計所得金額、公的年金収入、給与所得、扶養親族情報、市民税額		
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者と同一医療保険の被保険者		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (端末検索、庁内LAN [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)		
⑦時期・頻度	随時		
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※	<本市における措置> ①庁内では、生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内(施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている。)のサーバーに保管し、6年経過したものは磁気テープに書き出して保存している ①-1 委託データセンターでは、入館及びサーバ室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理する。また、サーバ室内の施錠管理されたサーバラックに設置したサーバーに保管する ②課税資料(紙媒体)は、施錠された保管庫に保存している <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <サービス検索・電子申請機能における措置> システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。		
	期間	[10年以上20年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	

②保管期間	その妥当性	＜本市における措置＞ ①税務システムについては、過去の返還金の事例から、今後も10年間遡って更正等を行う可能性があるため10年間保存している ※遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については所得税の課税対象にならないとする最高裁判決(平成22年7月6日)を受けて、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いが変更され、住民税においても、過去5年分を還付し、過去6年から10年分を返還金として支給した事例がある ②課税資料(紙媒体)は、地方税法第17条の5第7項の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日までを想定し8年間保存している
③消去方法		＜本市における措置＞ ①税務システムの磁気テープは、本市の規定により細断又は焼却の方法により廃棄する ②課税資料(紙媒体)は、外部委託業者による溶解処理を行う ＜番号連携システムにおける措置＞ ①税務システムの消去と同期をとって消去する ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜サービス検索・電子申請機能による措置＞ 電子申請情報は、受信日の4開庁日後まで保管され、5開庁日後の開庁時間前までに自動的に削除される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウド内に保管されている特定個人情報等の業務データの消去は、地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者にはアクセスが制限されているため、特定個人情報等の業務データを消去することはない。 ②ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際には、データの復元がなされないようガバメントクラウドを構成するクラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)税滞納管理ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	税務調査の対象者	
その必要性	・徴収事務に必要な調査・照会を行う際に、個人番号を利用するため ・申請等の記載内容に対する調査・照会及び審査を実施する際に、個人番号を利用するため	
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報:対象者を特定するため ・5情報、連絡先:①本人と連絡するため、②申請等の内容の確認のため ・その他住民票関係情報:家族関係、死亡又は相続の確認のため ・地方税関係情報:課税状況、収納・滞納状況、収入財産状況を把握するため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降	
⑥事務担当部署	総務局納税課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、保険年金課、生活支援課、障害福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税当局 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他の地方公共団体税務部局等 ） ☐ 民間事業者 （ 金融機関等 ） ☐ その他 （ 税務システム ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 庁内LAN ）	
③入手の時期・頻度		1. 本人等から入手 ・法律に基づく調査の際に、必要に応じてその都度 ・本市条例規則で定める延滞金減免申請を受けた際に、審査のための調査・照会を行う都度 2. 本市他部署、官公署等、他団体等、民間事業者からの入手 ・必要があればその都度 ・市民課から住民基本台帳に関する情報を日毎に連携している 3. 税務システムから入手 ・税滞納管理システムでは随時連携する	
④入手に係る妥当性		・法律に基づく調査の際に、徴収事務の情報を管理するため、調査結果を当該特定個人情報ファイルに記録する必要がある ・本市条例規則で定める申請等の書類内容及び調査・照会結果を当該特定個人情報ファイルに記録する必要がある	
⑤本人への明示		・窓口で対応する場合は、本人等に対し口頭で説明することで本人等に明示する ・本市他部署からの入手は、番号法に基づく本市条例規則にて明示される ・官公署等、他団体等、民間事業者からの入手は、番号法第19条9号、同法施行令第26条により、租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるときに特定個人情報の提供を受けることができる旨が明示されている	
⑥使用目的 ※		・徴収事務に係る調査・照会 ・申請書等の記載内容の確認	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務局納税課	
	使用者数	50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

⑧使用方法 ※		1. 徴収事務に係る調査・照会 ・本人等、本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者に対する調査・照会に利用する 2. 申請書等の記載内容の確認 ・申請内容の調査・照会に利用する
	情報の突合 ※	1. 徴収事務のための調査 ・入手した情報について、対象者に係る本市保有情報と突合して正確に対象者を特定する 2. 申請書等の審査のための調査 ・申請書の記載内容と本市保有情報を突合して記載内容の事実関係を確認する
	情報の統計分析 ※	対象者の地方税関係情報について徴収に関する統計処理を行うが、特定の個人が判別できる情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	滞納者に対して滞納処分を執行する。
⑨使用開始日		平成28年1月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		税滞納管理システム開発及び運用保守等委託
①委託内容		税滞納管理システムの開発、運用、保守等を行う。また、税滞納管理システム(現行)においては、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末と、委託業者が管理するデータセンター(以下「委託データセンター」という。)内に設置された本市専用のサーバーとを接続し、税滞納管理システムファイルを管理すると共に、税滞納管理システム機能の本市への提供も行う。なお、税滞納管理システム(次期)においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ※本市においては、現在、新しい税滞納管理システムの導入を行っていることから、現在利用している税滞納管理システム固有の事項については「税滞納管理システム(現行)」、新しい税滞納管理システム固有の事項については「税滞納管理システム(次期)」と明記する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	税滞納管理システムの開発時及び運用時においてシステムが正常に稼働することを確認等するために必要である。
③委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		○ 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (庁内又は委託データセンター内のセキュリティ区画で作業を実施する。)
⑤委託先名の確認方法		確認できる(公表していないが、問い合わせがあれば回答可能)。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社、FLCS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑨再委託事項	①庁内における、税滞納管理システムの障害管理、質疑対応、機器保守、システム保守等 ②委託データセンターにおける機器保守等

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
提供先1	地方公共団体等
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、同施行令第26条: 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるとき。
②提供先における用途	対象者にかかる事務執行に使用
③提供する情報	個人番号、住所、氏名、課税情報、収滞納情報、処分情報、収入・所得情報、財産情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	照会を受けた対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	保険年金課
①法令上の根拠	地方自治法第231条の3第3項、番号法第9条第2項：市歳入のうち地方税の滞納処分の例により処分できる債権であり、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障に関する事務であつて条例で定めるものの処理
②移転先における用途	国民健康保険料の滞納処分の資料とするため。
③移転する情報	個人番号、整理番号、氏名、住所、市税納付状況
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険料の滞納者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 （)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	①庁内では、生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内（施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている）のサーバーに保管している ①-1 委託データセンターでは、入館及びサーバ室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理する。また、サーバ室内の施錠管理されたサーバラックに設置したサーバーに保管する ②調査資料（紙媒体）は、施錠された保管庫に保存している ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。	
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]
	その妥当性	対象者が死亡後において、課税情報、滞納情報が全て無くなった時点から、地方税法上の更正期限の規定により7年としている。
③消去方法	・データベース内の特定個人情報ファイル及びそのバックアップデータは、担当者が年次でバッチ処理により一括消去する ・紙媒体は、外部委託業者によるシュレッダー処理を行う ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウド内に保管されている特定個人情報等の業務データの消去は、地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者にはアクセスが制限されているため、特定個人情報等の業務データを消去することはない。 ②ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際には、データの復元がなされないようガバメントクラウドを構成するクラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。	
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(3)課税資料イメージ管理ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	個人市・県民税に関する課税資料がある者	
その必要性	提出資料の本人特定・情報検索時に利用するため。	
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報:該当者の課税資料の検索を可能とするため ・5情報及び連絡先:本人特定の妥当性確認のため ・その他住民票関係情報:扶養関係等(世帯の特定)の確認のため ・地方税関係情報:資料提出元の把握及び給与支払報告書イメージデータを保管するため ・国税関係情報:国税連携システムからの確定申告書データを保管するため ・年金関係情報:資料提出元を把握するため及び年金支払報告書イメージデータを保管するため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降	
⑥事務担当部署	総務局市民税課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税当局、年金保険者等、特別徴収義務者) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村、特別徴収義務者) ☐ 民間事業者 (特別徴収義務者) ☐ その他 (税務システム)	

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (eLTAX・国税連携、庁内LAN)	
③入手の時期・頻度		1. 本人等からの入手 ・市・県民税申告書(紙)は受付ごとに随時入手する 2. 本市他部署等からの入手 ・市民課から住民基本台帳に関する情報を随時入手する 3. 官公署等からの入手 ・確定申告書等(eLTAX・国税連携、紙)、給与支払報告書(紙)、公的年金支払報告書(紙)は受付ごとに随時入手する 4. 他団体等からの入手 ・他市町村から回送された給与支払報告書(紙)、確定申告書(紙)、公的年金支払報告書(紙)、特別徴収義務者からの給与支払報告書(紙)は受付ごとに随時入手する 5. 民間事業者からの入手 ・給与支払報告書(紙)は受付ごとに随時入手する 6. 税務システムからの入手 ・宛名情報、事業所情報は随時入手する ・給与支払報告書情報(eLTAX、光・磁気ディスク)、公的年金支払報告書情報(eLTAX)は受付ごとに随時入手する 7. マイナポータル申請管理により入手 ・個人住民税申告(電子)は受付ごとに随時入手する ※課税資料は当初課税時期(1月から6月)が多いが、更正、修正申告等により随時入手	
④入手に係る妥当性		課税資料等(給与支払報告書、確定申告書、個人市・県民税申告書、公的年金支払報告書)については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、住民、他機関、民間事業者から情報提供を受けており、妥当である。また、毎月の更正、修正申告等に対応するため、最新の情報を入手する必要がある。	
⑤本人への明示		・窓口で対応する場合は、本人等に対し口頭で説明することで本人等に明示する ・本人からの入手は、番号法第14条第1項により、個人番号の提供を求めることが明示されている	
⑥使用目的 ※		①紙資料と電子データが混在する課税資料を電子データで一元管理 ②帳票イメージでの表示	
変更の妥当性			
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務局市民税課	
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

⑧使用方法 ※	①個人市・県民税申告書等紙資料をスキャニングによりイメージデータ化する ②イメージデータと確定申告書等の電子データ等を個人番号で紐付けして、電子データとして保存し一元管理する ③個人市・県民税課税資料の帳票イメージで表示する	
	情報の突合 ※	入手した情報について、対象者に係る本市保有情報と突合して正確に対象者を特定する。
	情報の統計分析 ※	—
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日		平成28年1月5日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (1) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		課税資料イメージ管理システムASPサービス運用委託業務
①委託内容		課税資料イメージ管理システムASPサービスの開発、運用、保守等を行う。また、課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)においては、総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、本市に設置する端末と、委託業者が管理するデータセンター(以下「委託データセンター」という。)内に設置された本市専用のサーバーとを接続し、当市の資料イメージデータ及び国税連係データを管理すると共に、表示・保存機能の提供も行う。なお、課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期)においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ※本市においては、現在、新しい課税資料イメージ管理システムASPサービスの導入を行っていることから、現在利用している課税資料イメージ管理システムASPサービス固有の事項については「課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)」、新しい課税資料イメージ管理システムASPサービス固有の事項については「課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期)」と明記する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの範囲と同様
その妥当性		適正な課税を行うため、個人番号を記載した課税資料の帳票イメージの表示、電子データの保存等を行う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN回線)
⑤委託先名の確認方法		確認できる(公表していないが、問い合わせがあれば回答可能)。
⑥委託先名		・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行): TISI株式会社 ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期): 富士通Japan株式会社

再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する	再委託する 再委託しない
-----	-----------	--	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無

[] 提供を行っている () 件 [☒] 移転を行っている (2) 件
[] 行っていない

移転先1	保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	70歳以上の国民健康保険被保険者の自己負担割合を世帯の所得によって判定するため。	
③移転する情報	国民健康保険の被保険者及び世帯主の個人番号、生年月日、賦課年度、相当年度、各種収入、各種所得、各種控除金額、賦課更正日等の税情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	移転先1②の事務の対象者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 端末検索 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先2～5		
移転先2	保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	後期高齢者医療被保険者の自己負担割合を世帯の所得によって判定するため。	
③移転する情報	同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の個人番号、生年月日、賦課年度、相当年度、各種収入、各種所得、各種控除金額、賦課更正日等の税情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	移転先2②の事務の対象者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 端末検索 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先3		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		課税資料イメージ管理システムASPサービス（現行）においては、LGWAN-ASPの利用により、委託業者のデータセンターにデータを保管。データセンターは、個人認証システムによる入退室管理、記録媒体の持込禁止等万全のセキュリティ対策を講じている（8年度分保存）。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]
	その妥当性	地方税法第17条の5第7項の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日までを想定し、8年度分保存
③消去方法		課税資料イメージ管理システムASPサービス（現行）においては、特定個人情報及びバックアップは、委託業者が削除対象年度の情報をバッチ処理及び手動設定で一括消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウド内に保管されている特定個人情報等の業務データの消去は、地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者にはアクセスが制限されているため、特定個人情報等の業務データを消去することはない。 ②ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際には、データの復元がなされないようガバメントクラウドを構成するクラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 税務システムファイル

① 個人住民税

1. 続柄、2. 前年12月31日年齢、3. 本年1月1日年齢、4. 個人法人詳細区分、5. 個人基本種別、6. 個人基本廃止理由、7. 翌年廃止理由、8. 通称名優先区分、9. 在留の資格、10. 在留期間開始日、11. 在留期間終了日、12. カナ通称名、13. 漢字通称名、14. 市内市外区分、15. 住所自治体コード、16. 住所町名、17. 住所番地、18. 住所枝番、19. 住所小枝番、20. 住所番地編集区分、21. 住所、22. 方書、23. 宛名異動日、24. 宛名異動理由、25. 住民日、26. 住定日、27. 消除日、28. 本籍地、29. 筆頭者名、30. 個人基本寡フ区分、31. 個人基本勤学区分、32. 無申告調査結果、33. 特記情報、34. 翌年申告書発送区分、35. 生活扶助開始日、36. 生活扶助廃止日、37. 住民税申告書通知日、38. 催告通知書通知日、39. 最終催告通知書通知日、40. 住登地住所、41. 住登地方書、42. 総括表区分、43. 納入書区分、44. 媒体区分、45. 納期特例区分、46. 納期特例開始年月、47. 納期特例終了年月、48. 事業所廃止理由、49. 廃止年月日、50. 普徴事業所区分、51. 総括表資料番号、52. 月別人数、53. 月割額、54. 従業員状態区分、55. 給報種別、56. 入力カナ氏名、57. 入力生年月日、58. 資料収入種別、59. 事業所家屋敷区分、60. 扶養親族一特定、61. 扶養親族一同居老親、62. 扶養親族一老人、63. 扶養親族一他、64. 扶養障害一同居特障、65. 扶養障害一特別、66. 扶養障害一他、67. 乙欄区分、68. 死亡退職区分、69. 災害者区分、70. 外国人区分、71. 就職退職区分、72. 就職退職年月日、73. 年調未済区分、74. 摘要欄、75. 配偶者氏名、76. 配偶者生年月日、77. 扶養親族、78. 扶養親族生年月日、79. 扶養親族控除額、80. 専従者氏名、81. 専従者生年月日、82. 専従者給与額、83. 特例適用条文、84. 徴収希望、85. 事業税開廃業区分、86. 事業税開廃業年月日、87. 併合結果徴収区分、88. 租税条約区分、89. 住宅借入金等特別控除区分、90. 居住開始年月日、91. 課税区分、92. 特定扶養、93. 内同居老親、94. 老人扶養、95. その他扶養、96. 同居特別障害、97. 特別障害、98. その他障害、99. 非課税事由、100. 優先資料種別、101. 更正事由、102. 減免理由、103. 減免区分、104. 減免割合、105. 開始月期、106. 済月期、107. 事業所家屋敷課税区分、108. 月割額、109. 期割額、110. 登録年度、111. 異動届課税年度、112. 給与支払額、113. 社会保険料額、114. 退職金額、115. 勤続年数、116. 届出日、117. 期割充当額、118. 異動メモ内容、119. 通知書番号、120. 証明年度、121. 証明書番号、122. 証明書区分、123. 使用目的区分、124. 個人送達履歴、125. 従業員宛番号、126. 事業所送達履歴、127. 扶養関連者資料種別、128. 扶養関連者資料番号、129. 回数割額、130. 年金特徴中止区分、131. 年金特徴済月、132. 資料種別、133. 郵便番号、134. 状態区分、135. 対象者通知区分、136. 対象者通知受入処理日、137. 税額通知区分、138. 特徴依頼処理日、139. 特徴依頼処理結果区分、140. 特徴依頼処理結果受入処理日、141. 停止依頼区分、142. 停止依頼月、143. 停止依頼処理日、144. 停止依頼処理結果区分、145. 停止依頼結果受入処理日、146. 特徴処理結果区分、147. 異動事由、148. 介護納付額、149. 国保納付額、150. 後期高齢納付額、151. 納付額総合計、152. 宛名番号、153. 宛名履歴番号、154. 異動区分、155. 異動年月日、156. 異動日、157. 課税年度、158. カナ氏名、159. 個人番号、160. 削除フラグ、161. 自治体コード、162. 指定番号、163. 住宅借入金等特定取得区分、164. 所得控除額、165. 所得控除件数、166. 所得控除、167. 調定年度、168. 資料種別、169. 資料廃止理由、170. 資料番号、171. 資料連絡箋出力理由、172. 生年月日、173. 専従者給与額、174. 送付通知書区分、175. 通知日、176. 登録区、177. 特定居住損区分、178. 納税者番号、179. 扶養関連者異動事由、180. 扶養関連者自治体コード、181. 扶養関連者種別、182. 扶養関連者状態区分、183. 扶養関連者宛番号、184. 扶養関連者区分、185. 本人専従区分、186. 優先資料番号、187. 寡フ区分、188. 確申青白区分、189. 漢字氏名、190. 基礎年金番号、191. 基礎年金番号付設レベル、192. 勤労学生区分、193. 均等割区分、194. 控配区分、195. 受給者番号、196. 生活扶助区分、197. 専従その他、198. 徴収区分、199. 年金コード、200. 年金保険者番号、201. 否認理由、202. 夫あり区分、203. 本人障害区分、204. 未成年者区分、205. 老年者区分、206. 個人番号、207. 法人番号

② 固定資産税・都市計画税

1. 期割税額、2. 期割税額差額、3. 期割税額増減件数、4. グループ番号、5. プレハブ区分、6. プレ申告作成年月日、7. 宛名番号、8. 按分元号番、9. 按分元室番、10. 異動入力開始年月日、11. 異動入力終了年月日、12. 異動年月日、13. 一点単価、14. 一般分専有床面積合計、15. 蔭地割合、16. 延床面積、17. 屋号、18. 仮換地番号、19. 価格、20. 加算帳簿価額、21. 加算評価額、22. 家屋番号、23. 課税画地更新後、24. 課税画地更新前、25. 課税地積、26. 課税地目、27. 課税土地一筆更新後、28. 課税土地一筆更新前、29. 課税年度、30. 課税標準額、31. 課税標準額合計、32. 課税標準帳簿価額、33. 課税標準評価額、34. 課税上限額、35. 画地更新後、36. 画地更新前、37. 画地住宅戸数、38. 画地住宅用地割合、39. 画地住非区分、40. 画地総地積、41. 画地番号、42. 画地筆数、43. 画地履歴番号、44. 開始年度、45. 階数、46. 外筆管理番号、47. 該当階、48. 確定税額、49. 管理番号、50. 鑑定価格、51. 関連号番、52. 関連物件番号、53. 既課税額、54. 期割税額件数、55. 期別税額、56. 規約共用分専有床面積、57. 規約共用分専有床面積合計、58. 規約分専有床面積合計、59. 共有者宛番号、60. 共用部住宅床面積、61. 共用部非住宅床面積、62. 業種種目、63. 区分所有宛番号、64. 区分所有減免開始年度期、65. 区分所有減免終了年度期、66. 区分所有減免適用区分、67. 区分所有減免率、68. 区分所有固定共用税額、69. 区分所有固定共用補正率、70. 区分所有更正事由、71. 区分所有更正年月日、72. 区分所有持分、73. 区分所有都計共用税額、74. 区分所有都計共用補正率、75. 区分所有非課税開始年度、76. 区分所有非課税終了年度、77. 区分所有非課税適用区分、78. 経過年数、79. 経年減点補正率、80. 軽減開始年度、81. 軽減終了年度、82. 軽減住宅戸数、83. 軽減床面積、84. 軽減地積、85. 軽減率、86. 決算期、87. 決定価格、88. 決定価格合計、89. 決定税額、90. 建築事由、91. 建物名称、92. 権利の目的、93. 権利原因、94. 権利原因年月日、95. 権利受

401. 登記種類、402. 登記所在地、403. 登記床面積、404. 登記地積、405. 登記地目、406. 都計その他減免税額件数、407. 都計その他減免税額差額、408. 都計その他減免税額増減件数、409. 都計課税標準額、410. 都計課税標準額合計前年度、411. 都計課税標準額合計評価額、412. 都計課税標準額合計本則、413. 都計課税標準額合計本年度、414. 都計課税標準額合計本年度特例前、415. 都計課税標準額差額、416. 都計課税標準額前年度、417. 都計課税標準額本年度、418. 都計課標、419. 都計課標件数、420. 都計課標増減件数、421. 都計確定税額、422. 都計確定税額前年度、423. 都計確定税額差額、424. 都計確定税額増減件数、425. 都計区分ごとに課税標準額、426. 都計区分ごとの課税標準額差額、427. 都計区分ごとの課標、428. 都計区分ご

地課標件数、429. 都計区分土地課標増減件数、430. 都計区分土地輕減稅額、431. 都計区分土地輕減稅額件数、432. 都計区分土地輕減稅額差額、433. 都計区分土地輕減稅額増減件数、434. 都計区分土地輕減對象課標額、435. 都計区分土地減免稅額、436. 都計区分土地減免稅額件数、437. 都計区分土地減免稅額差額、438. 都計区分土地減免稅額増減件数、439. 都計区分土地減免對象課標額、440. 都計区分土地稅額、441. 都計区分土地稅額件数、442. 都計区分土地稅額差額、443. 都計区分土地稅額増減件数、444. 都計輕減課標額、445. 都計輕減稅額、446. 都計輕減稅額件数、447. 都計輕減稅額差額、448. 都計輕減稅額増減件数、449. 都計輕減對象課標額、450. 都計減稅額、451. 都計減免課標、452. 都計減免課標額、453. 都計減免稅額、454. 都計減免稅額件数、455. 都計減免稅額差額、456. 都計減免稅額増減件数、457. 都計減免對象課標額、458. 都計合計課稅標準額差額、459. 都計合計課標、460. 都計合計課標増減件数、461. 都計差引後稅額、462. 都計算出稅額、463. 都計小規外課標額前年度、464. 都計小規外課標額評価額、465. 都計小規外課標額負擔水準、466. 都計小規外課標額負擔調整率、467. 都計小規外課標額本則、468. 都計小規外課標額本年度、469. 都計小規外課標額本年度特例前、470. 都計小規外類似比準割合、471. 都計小規模課標額前年度、472. 都計小規模課標額評價額、473. 都計小規模課標額負擔水準、474. 都計小規模課標額負擔調整率、475. 都計小規模課標額本則、476. 都計小規模課標額本年度、477. 都計小規模課標額本年度特例前、478. 都計小規模類似比準割合、479. 都計條例減稅額、480. 都計稅額件数、481. 都計稅額差額、482. 都計稅額増減件数、483. 都計相當算出稅額、484. 都計特例課稅標準額、485. 都計特例課標額、486. 都計年稅額差額、487. 都計年稅額増減件数、488. 都計納付年稅額、489. 都計納付年稅額件数、490. 都計非住宅課標額條例前年度、491. 都計非住宅課標額條例本年度、492. 都計非住宅課標額條例本年度特例、493. 都計非住宅課標額前年度、494. 都計非住宅課標額評價額、495. 都計非住宅課標額負擔水準、496. 都計非住宅課標額負擔調整率、497. 都計非住宅課標額本則、498. 都計非住宅課標額本年度、499. 都計非住宅課標額本年度特例前、500. 都計非住宅條例類似比準割合、501. 都計非住宅類似比準割合、502. 都市計畫稅額、503. 都市計畫稅額件数、504. 都市計畫稅額差額、505. 都市計畫稅額増減件数、506. 土地一筆價格更新後、507. 土地一筆價格更新前、508. 土地一筆更新後、509. 土地一筆更新前、510. 棟数、511. 棟番、512. 当初平米当再建築費評点数、513. 道路幅員計算開始年度、514. 道路幅員実測、515. 道路幅員補正率、516. 特記情報、517. 特例開始年度、518. 特例減少課標、519. 特例減少課標合計、520. 特例減少帳簿価額、521. 特例減少帳簿価額合計、522. 特例減少評價額、523. 特例減少評價額合計、524. 特例終了年度、525. 特例床面積、526. 特例地積、527. 特例率、528. 二方その他補正率、529. 二方奥行價格逓減率、530. 二方奥行距離実測、531. 二方奥行長大補正率、532. 二方加算率、533. 二方間口距離実測、534. 二方間口狭小補正率、535. 二方評点数、536. 二方路線番号、537. 年稅額、538. 年稅額過年度合計、539. 年稅額差額、540. 年稅額増減件数、541. 年度、542. 納期限、543. 納稅組合番号、544. 納付年稅額、545. 納付年稅額件数、546. 農地区分、547. 農地転用期限、548. 農地転用区分、549. 農地転用条項区分、550. 農地転用年月日、551. 農地転用目的、552. 農地本則年度、553. 発見取得價格、554. 非課稅開始年度、555. 非課稅終了年度、556. 非課稅床面積、557. 非住宅、558. 非住宅割合、559. 非住宅地積、560. 非住宅部分床面積、561. 筆数、562. 標準地奥行距離、563. 標準地番号、564. 標準地路線価更新前、565. 標準地路線価番号、566. 表示の目的、567. 表示原因、568. 表示原因年月日、569. 表示受付年月日、570. 評價額、571. 評價額合計、572. 評價計算開始年度、573. 評價戸数、574. 評点数、575. 不均衡、576. 不整形想定奥行実測、577. 不整形想定間口実測、578. 不整形地計算開始年度、579. 不整形地補正率、580. 敷地権、581. 敷地権持分、582. 賦課修正理由、583. 物件数、584. 物件番号、585. 物件番号、586. 物件番号、587. 物件番号、588. 分合筆受付年月日、589. 分離対象番号、590. 分離対象室番、591. 分離対象物件番号、592. 平米当り評点数、593. 平米当再建築費評点数、594. 閉鎖年度、595. 補正、596. 補正開始年、597. 補正終了年、598. 補正率、599. 方法、600. 本年度價格、601. 本年度帳簿価額、602. 本年度評價額、603. 未完成、604. 未残高、605. 未残高合計、606. 無道路遠い奥行実測、607. 無道路奥行價格逓減率、608. 無道路近い奥行実測、609. 無道路地計算開始年度、610. 無道路補正率、611. 名義人宛名番号、612. 名義人氏名、613. 名義人持分番号、614. 名義人住所、615. 明細SEQ番号、616. 明細延床面積、617. 明細屋根、618. 明細階層、619. 明細原因事由、620. 明細原因年月日、621. 明細更正事由、622. 明細更正年月日、623. 明細構造、624. 明細種類、625. 明細床面積、626. 明細数、627. 明細数合計、628. 明細番号、629. 明細用途、630. 免稅点判定、631. 面積計算開始年度、632. 木非区分、633. 用途地区区分、634. 用途変更經過年数、635. 用途変更年、636. 履歴番号、637. 理論評價額、638. 路線価、639. 個人番号、640. 法人番号

③輕自動車稅

1. 自治体識別コード、2. 登録年月日、3. 登録処理年月日、4. 廃車年月日、5. 廃車処理年月日、6. 標識回収区分、7. 課稅年度、8. 調定年度、9. 賦課異動年月日、10. 賦課異動処理年月日、11. 稅率、12. 減免額、13. 年稅額、14. 通知稅額、15. 納期限、16. 通知年月日、17. 通知書作成年月日、18. 納稅組合番号、19. 調定年月日、20. 予定決定区分、21. 格納種別、22. 申請年月日、23. 開始年月日、24. 開始処理年月日、25. 障害者宛名番号、26. 解除年月日、27. 解除処理年月日、28. 特記情報、29. 取込年月日、30. 申告書連番、31. 異動年月日、32. 納稅義務者区分、33. 所有者氏名、34. 使用者氏名、35. 旧標識記号、36. 旧標識番号、37. 処理済年月日、38. 受付年月日、39. 受付番号、40. 臨時標識番号、41. 許可開始日、42. 許可終了日、43. 運行経路、44. 運行目的、45. 運転免許証番号、46. 申請者宛名番号、47. 申請者住所、48. 申請者生年月日、49. 申請者氏名称、50. 返納年月日、51. 処理年月日、52. 登録理由、53. 登録処理支所、54. 廃車理由、55. 廃車処理支所、56. 課稅狀況、57. 賦課異動理由、58. 開始理由、59. 開始処理支所、60. 解除理由、61. 解除処理支所、62. 異動理由、63. 旧標識、64. 返納狀態、65. 処理事由、66. 課稅区分、67. 型式、68. 義務者宛名番号、69. 原動機型式、70. 支所コード、71. 自治体コード、72. 車台番号、73. 使用者宛名番号、74. 初度検査年月、75. 所有者宛名番号、76. 定置場区分、77. 特例区分、78. 認定番号、79. 年式、80. 排気量、81. 標識記号、82. 標識番号、83. 車種、84. 車名、85. 車両、86. 所有形態、87. 定置場枝番3、88. 定置場枝番、89. 定置場小枝番、90. 定置場自治体、91. 定置場町名、92. 定置場番地、93. 定置場番地、94. 個人番号、95. 法人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 税滞納管理ファイル

1. 宛名番号、2. 延滞金減免一延滞金減免額、3. 延滞金減免一延滞金処分額、4. 延滞金減免一開始年月日、5. 延滞金減免一基準年月日、6. 延滞金減免一決裁年月日、7. 延滞金減免一決定職員番号、8. 延滞金減免一決定入力年月日、9. 延滞金減免一減免率、10. 延滞金減免一公示年月日、11. 延滞金減免一事由コード、12. 延滞金減免一終了年月日、13. 延滞金減免一所見、14. 延滞金減免一申請年月日、15. 延滞金減免一通知年月日、16. 延滞金減免一配達方法コード、17. 延滞金減免一予定職員番号、18. 延滞金減免一予定入力年月日、19. 延滞金分納額、20. 加算金分納額、21. 課税年度、22. 回数、23. 開札開始時刻、24. 開札終了時刻、25. 開札年月日、26. 確認済フラグ、27. 換価猶予一開始年月日、28. 換価猶予一期間区分コード、29. 換価猶予一起案年月日、30. 換価猶予一決裁年月日、31. 換価猶予一決定職員番号、32. 換価猶予一決定入力年月日、33. 換価猶予一減免率、34. 換価猶予一公示年月日、35. 換価猶予一事由コード、36. 換価猶予一終了年月日、37. 換価猶予一所見、38. 換価猶予一担保種類コード、39. 換価猶予一担保提供年月日、40. 換価猶予一担保提供有無、41. 換価猶予一通知年月日、42. 換価猶予一配達方法コード、43. 換価猶予一予定職員番号、44. 換価猶予一予定入力年月日、45. 期別、46. 記事コード、47. 記事時刻、48. 記事内容、49. 記事年月日、50. 記事連番、51. 起案年月日、52. 繰上徴収一起案年月日、53. 繰上徴収一決裁年月日、54. 繰上徴収一決定職員番号、55. 繰上徴収一決定入力年月日、56. 繰上徴収一公示年月日、57. 繰上徴収一事由コード、58. 繰上徴収一通知年月日、59. 繰上徴収一納付場所コード、60. 繰上徴収一配達方法コード、61. 繰上徴収一変更納付期限、62. 繰上徴収一予定職員番号、63. 繰上徴収一予定入力年月日、64. 計算、65. 決済年月日、66. 決定公告年月日、67. 決定公告番号、68. 決定通知年月日、69. 決定通知番号、70. 券面額、71. 権利者氏名カナ、72. 権利者氏名漢字、73. 権利者住所漢字、74. 権利者番号、75. 権利者方書漢字、76. 見積価額、77. 交渉コード、78. 交渉時刻、79. 交渉年月日、80. 交付要求一管轄裁判所コード、81. 交付要求一起案年月日、82. 交付要求一業種コード、83. 交付要求一決裁年月日、84. 交付要求一決定職員番号、85. 交付要求一決定入力年月日、86. 交付要求一公示年月日、87. 交付要求一財産種類コード、88. 交付要求一施行年月日、89. 交付要求一事件番号、90. 交付要求一執行機関コード、91. 交付要求一執行機関差押日、92. 交付要求一種類コード、93. 交付要求一申立人氏名漢字、94. 交付要求一申立人住所漢字、95. 交付要求一申立人電話番号、96. 交付要求一申立人方書漢字、97. 交付要求一申立人郵便番号、98. 交付要求一担当書記官、99. 交付要求一通知年月日、100. 交付要求一破産手続開始日、101. 交付要求一配達方法コード、102. 交付要求一配当期日、103. 交付要求一配当金額、104. 交付要求一配当時刻、105. 交付要求一配当順位、106. 交付要求一配当職員番号、107. 交付要求一配当請求日、108. 交付要求一配当通知日、109. 交付要求一配当入力年月日、110. 交付要求一包括的禁止命令至、111. 交付要求一包括的禁止命令自、112. 交付要求一予定職員番号、113. 交付要求一予定入力年月日、114. 交付要求一様式、115. 公売公告年月日、116. 公売公告番号、117. 公売場所、118. 公売場所コード、119. 公売中止フラグ、120. 公売通知年月日、121. 公売通知番号、122. 公売保証金、123. 公売方法、124. 公売連番、125. 更新アクセスコード、126. 更新プログラムID、127. 更新時刻、128. 更新職員番号、129. 更新端末ID、130. 更新年月日、131. 差押一起案年月日、132. 差押一業種コード、133. 差押一決裁年月日、134. 差押一決定職員番号、135. 差押一決定入力年月日、136. 差押一公示年月日、137. 差押一公売決定通知日、138. 差押一公売広告年月日、139. 差押一公売職員番号、140. 差押一公売代金、141. 差押一公売入力年月日、142. 差押一公売年月日、143. 差押一公売予告年月日、144. 差押一財産種類コード、145. 差押一施行年月日、146. 差押一事件番号、147. 差押一執行機関コード、148. 差押一執行機関差押日、149. 差押一執行裁判所コード、150. 差押一通知年月日、151. 差押一登録機関コード、152. 差押一登録番号、153. 差押一配達方法コード、154. 差押一配当金額、155. 差押一予定職員番号、156. 差押一予定入力年月日、157. 差押一様式、158. 最高価決定年月日、159. 最高価申込価額、160. 最高価申込者氏名、161. 最高価申込者住所、162. 最高価申込者方書、163. 最高価申込者郵便番号、164. 指定期日、165. 支払期日、166. 支払場所、167. 支払人、168. 事業年度開始日、169. 時効中断一開始年月日、170. 時効中断一決定職員番号、171. 時効中断一決定入力年月日、172. 時効中断一決定年月日、173. 時効中断一債務の承認日、174. 時効中断一終了年月日、175. 時効中断一中断事由コード、176. 時効中断一中断停止区分コード、177. 時効中断一停止事由コード、178. 自治体コード、179. 執行停止一起案年月日、180. 執行停止一決裁年月日、181. 執行停止一決定職員番号、182. 執行停止一決定入力年月日、183. 執行停止一公示年月日、184. 執行停止一事由コード、185. 執行停止一種類コード、186. 執行停止一詳細事由コード、187. 執行停止一調査顛末、188. 執行停止一通知年月日、189. 執行停止一配達方法コード、190. 執行停止一予定職員番号、191. 執行停止一予定入力年月日、192. 取扱窓口、193. 受付年月日、194. 受付番号、195. 処分コード、196. 処分連番、197. 証券種類コード、198. 証券状態、199. 証券番号、200. 詳細有無フラグ、201. 状態コード、202. 振出人氏名漢字、203. 振出人住所漢字、204. 振出年月日、205. 申告区分、206. 申告連番、207. 税目コード、208. 折衝相手、209. 折衝相手コード、210. 前回更新アクセスコード、211. 前回更新プログラムID、212. 前回更新時刻、213. 前回更新職員番号、214. 前回更新端末ID、215. 前回更新年月日、216. 組戻事由コード、217. 組戻年月日、218. 代金取立明細日、219. 代金納付期限、220. 代金納付時刻、221. 担当コード、222. 徴収猶予一開始年月日、223. 徴収猶予一期間区分コード、224. 徴収猶予一決裁年月日、225. 徴収猶予一決定職員番号、226. 徴収猶予一決定入力年月日、227. 徴収猶予一減免率、228. 徴収猶予一公示年月日、229. 徴収猶予一事由コード、230. 徴収猶予一終了年月日、231. 徴収猶予一所見、232. 徴収猶予一申請年月日、233. 徴収猶予一担保種類コード、234. 徴収猶予一担保提供年月日、235. 徴収猶予一担保提供有無、236. 徴収猶予一通知年月日、237. 徴収猶予一配達方法コード、238. 徴収猶予一予定職員番号、239. 徴収猶予一予定入力年月日、240. 調書番号、241. 調定年度、242. 通知書番号、243. 電話番号、244. 入金予定額、245. 入札開始時刻、246. 入札開始年月日、247. 入札終了時刻、248. 入札終了年月日、249. 納付委託一延滞金基準日、250. 納付委託一延滞金計算方法コード、251. 納付委託一延滞金減免率、252. 納付委託一延滞金定額指定、253. 納付委託一延滞金有無、254. 納付委託一加算金有無、255. 納付委託一決定回数、256. 納付委託一決定職員番号、257. 納付委託一決定入力年月日、258. 納付委託一受付年月日、259. 納付委託一証券枚数、260. 納付委託一振分順コード、261. 納付委託一分割方法コード、262. 買受区分、263. 売却決定時刻、264. 売却決定場所、265. 売却決定場所コード、266. 売却決定年月日、267. 売却連番、268. 不渡年月日、269. 分割納付一延滞金基準日、270. 分割納付一延滞金減免率、271. 分割納付一延滞金定額指定、272. 分割納付一延滞金有無、273. 分割納付一加算金有無、274. 分割納付一開始年月日、275. 分割納付一隔月指定コード、276. 分割納付一割増月、277. 分割納付一割増月の納付額、278. 分割納付一計算方法コード、279. 分割納付一支払方法コード、280. 分割納付一受付年月日、281. 分割納付一初回の納付額、282. 分割納付一振分順コード、283. 分割納付一入力職員番号、284. 分割納付一入力年月日、285. 分割納付一分割方法コード、286. 分割納付一分納回数、287. 分割納付一分納誓約有無、288. 分割納付一分納明細数、289. 分割納付一訪問徴収フラグ、290. 分割納付一毎月の納付額、291. 分納用フラグ、292. 分類コード、293. 返却年月日、294. 本税分納額、295. 郵便番号、296. 予定コード、297. 予定時刻、298. 予定内容、299. 予定年月日、300. 個人番号、301. 法人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 課税資料イメージ管理ファイル

① 住民情報ファイル

1. 年分 2. 宛名番号 3. 生年月日 4. 世帯番号 5. 続柄コード 6. 未登録者区分 7. カナ氏名 8. 漢字氏名 9. 世帯内表示順
10. 住民状態 11. 漢字住所 12. 方書

② 資料住民番号対応テーブル

1. 年分 2. 資料区分 3. 資料番号 4. 宛名番号 5. 指定番号(事業所番号) 6. 資料データカナ氏名 7. 資料データ生年月日 8.
担当職員情報 9. 個人番号 10. 法人番号

③ 事業所情報ファイル

1. 指定番号 2. 事業所名称 3. 事業所カナ名称 4. 事業所所在地 5. 事業所方書

④ 確申連携ファイル情報

1. 年分 2. 資料区分 3. 資料番号 4. 国税ファイル名

⑤ 国税連携ファイル検索情報

1. 年分 2. 資料登録日(データ送信日) 3. カナ氏名 4. 漢字氏名 5. 生年月日 6. 漢字住所 7. 局署番号 8. 整理番号 9.
バッチ番号 10. 利用者識別番号 11. 受付番号 12. 個人番号 13. 国税ファイル名

⑥ 資料イメージデータ

1. 年分 2. 資料区分 3. 資料番号 4. 資料イメージ

⑦ 電子給報・年金報データ

総務省通達形式のとおり

⑧ 確定申告書(e-TAX・KSK)データ

国税庁XML構造設計書のとおり

次期システムでは以下の記録項目となる。

① 住民情報

1. 年度 2. 宛名番号 3. 世帯番号 4. 生年月日 5. カナ氏名 6. 氏名 7. 続柄 8. 性別 9. 住所 10. 郵便番号 11. 電話番号
12. 行政区 13. 納税組合 14. 障害区分 15. 寡婦ひとり親区分 16. 死亡転出入 17. 生活保護 18. 配偶者宛名番号 1
9. 死亡・転出・転入年月日 20. 被DV対象者 21. 家屋敷・事業所 22. 現住所郵便番号 23. 現住所電話番号 24. 現住所 25.
生活保護開始日 26. 生活保護停止日 27. 管内管外 28. 住民区分 29. 住民種別 30. 本国名 31. 世帯主 32. 勤務先電話
番号 33. 消除届出日 34. 消除日 35. 異動日 36. 送付先郵便番号 37. 送付先電話番号 38. 送付先住所 39. 送付先方書
40. 代理人 41. 代理人肩書 42. 送付先選択 43. 送付先宛名番号 44. 連絡先区分

② 事業所情報

1. 年度 2. 事業所番号 3. 読み仮名 4. 事業所名 5. 住所 6. 郵便番号 7. 電話番号 8. 総括表送付事業所 9. 納税義務者ID
10. 行政区 11. 管内管外 12. 住民区分 13. 本店・支店 14. 設立年月日 15. 閉鎖等年月日 16. 除籍区分 17. 送付先郵
便番号 18. 送付先電話番号 19. 送付先住所 20. 送付先方書 21. 代理人 22. 代理人肩書 23. 送付先選択 24. 送付先宛
名番号 25. 連絡先電話区分 26. 休業区分 27. 前年の提出形式 28. 本年の提出形式

③ イメージ検索情報

1. 資料ID 2. 検索登録日時 3. 検索修正日時 4. 検索削除日時 5. 個人メモ 6. 個人番号 7. 利用者識別ID 8. 宛名番号 9.
世帯番号 10. 読み仮名 11. 生年月日 12. 行政区 13. 事業所宛名番号 14. 事業所読み仮名 15. 受付日 16. 法人番号 1
7. 納税義務者ID

④ イメージ情報

1. 年度 2. 資料ID 3. イメージ登録日時 4. イメージ修正日時 5. イメージ削除日時 6. 資料区分 7. イメージメモ 8. イメージ
ファイルパス 9. アノテーション 10. スキャン日 11. ファイル名 12. 支援措置対象者 13. 処理注意者 14. 処理注意者事由

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)税務システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 本人等からの入手 ・窓口での申請書等の受付の場合は記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする ・窓口での個人番号カードその他本人確認書類の確認を厳格に取扱職員に行わせる ・本人が本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実する ・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する 2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 ・eLTAX・国税連携等を通じて提出された課税資料の個人番号及び基本5情報は、本市保有情報と手順書に基づいたバッチ処理によって突合し、チェックした上で入手している ・本市の課税対象者以外の課税資料が誤って本市に送付されてきた場合、速やかに該当の市区町村に回送する
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 本人等からの入手 ・申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、窓口受付の場合、記載指導により必要な情報以外は記載させないようにする ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように、記載要領を充実する ・サービス検索・電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する ・個人住民税申告ポータル画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する
その他の措置の内容	本人以外又は必要な情報以外を入手しないよう、取扱職員に対する教育を行う
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・文書による申告の懲憑の際、特定個人情報を課税資料として使用する旨の説明文を同封する ・来庁による申告等の際、特定個人情報を課税資料として使用する旨の説明を十分に行う ・他団体等及び官公署等及び本市他部署から提出された課税資料の基本5情報は、本市保有情報と手順書に基づいたバッチ処理によって突合し、チェックした上で入手している ・市民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている ・市民がeLTAXシステムの個人住民税電子申告機能から、サービス検索・電子申請機能へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カードの提示を受ける ・通知カード若しくは住民票の写し又は住民票記載事項証明書のほかに運転免許書等、官公署から発行・発給された書類であって、写真、氏名、生年月日又は住所が記載されているものいずれか1つにより確認する ・市民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した本市は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する ・市民が個人住民税申告ポータルからサービス検索・電子申請機能へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した本市は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する ・その他、番号法施行令及び番号法施行規則に準じて確認する
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カードの提示を受ける ・個人番号カード（若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ）がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報は、提出された申告書等や調査により収集した資料により突合し、確認している ・収集した資料により入手した情報に変更が生じた場合は、職権で適宜修正している ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・申告会場での申告については、責任者が申告書を取りまとめ、確実に市民税課に持ち帰る ・郵送の場合は、返信用封筒や記載要領に担当課の宛名・住所を明記して、確実に返送されるようにする ・庁内連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用している ・媒体による入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行っている ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	番号連携システムは、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務システムは、業務に関係のない情報を保有していない ・個人番号を含む個人情報ファイルを取り扱うバッチ処理は、事前に登録しており、当該バッチ処理は手順書に基づいて情報を使用しており、意図的な使用を妨げている ・バッチ処理結果を複数でチェックすることでヒューマンエラーに対応している		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・税務システムを利用する職員を特定し、システム管理者が個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てて、端末利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	①発行管理 ・あらかじめ定められているアクセス権限と業務の対応表に基づき、必要なアクセス権限のみ申請することになっている ・申請に対して、システム管理者が対応表に基づき、業務に必要な職員にのみユーザーIDの発行を行っている ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職等が発生した際は、速やかにシステム管理者に申請を行い、当該ユーザーIDの失効を行っている	

アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・税務システムを利用する職員個人に対してユーザーIDを発行している ・パスワードは3ヶ月ごとに変更しなければ、システムにログインできない ・システム管理者がユーザーIDの利用有無を毎月確認し、業務上アクセスが不要となったユーザーIDやアクセス権を変更又は削除する
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
	具体的な方法	税務システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログ(日時、操作者名、対象者名、操作内容等)の記録を行う。操作者は個人まで特定できる。操作ログは記録媒体に7年間保管している。また、記録は月1回以上システム管理者が点検を行い、不正なアクセスがないことを確認する。 ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の遵守を徹底するよう指導している ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、業務外利用の禁止等について徹底する ・職員以外の従業者(委託先)には、契約内容に金沢市個人情報取扱委託基準に基づく事項を追加した上で、税務システムの取扱いについて、個人情報保護に関する法律及び金沢市個人情報保護に関する法律施行規則並びに金沢市電子計算組織に関する規定に基づく誓約書の提出を求める ・税務システムへのログイン記録、個人を特定する検索、特定後の操作ログの記録を行う ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の遵守を徹底するよう指導している ・バックアップ処理は、セキュリティ区画内に限定しており、実行権限を持つものを限定している ・特定個人情報ファイルを管理するサーバ及びデータベースへのアクセスを系統的に制限し、許可のないプログラムからのアクセスを禁止する ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可しており、データの書き出しは特定の端末で実施する ・本市が認める場合を除き、委託先には、契約で複製を禁止している ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員、派遣者、委託先に対し指導する ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・端末画面は来庁者からは見えないよう画面にフィルターを付けている ・個人番号が表示された端末画面のハードコピーの管理、処分は徹底する ・端末画面にはスクリーンセーバー等で一定時間を超えて画面を表示しない		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを契約要件としているほか、事業実績など社会的信用と能力があることを確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
	具体的な制限方法	委託契約書に以下の規定を設ける ・アクセス権限を付与する従業者数を必要最小限に限定する ・従業者に付与するアクセス権限を必要最小限にする ・アクセス者数と付与したアクセス権限を報告する 庁内での作業では、委託先の申請を受けて従業者ごとにIDを発行し、担当者を限定するほか、アクセス権限を委託元で管理する。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・庁内では、税務システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行い、操作者は個人まで特定できる。また、委託先から申請をもらい、随時システム管理者が記録と比較して点検を行い、不正なアクセスがないことを確認する。操作ログは記録媒体に7年間保管している。 ・庁外では、委託先の作業場所で入退室管理をしているほか、特定個人情報ファイルの操作ログを記録している	
特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への提供を認めない。 ・税務システム（現行）においては、委託データセンター内を除き委託先に特定個人情報を保管させない。なお、税務システム（次期）においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。 ・税務システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・税務システム（現行）に係る委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う。 ・税務システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。	
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・税務システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市庁舎内又は委託データセンター内のどちらかに限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、税務システム（次期）においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。 ・税務システム（現行）に係る委託データセンターにおいては、災害対策用バックアップのための外部媒体の持ち出しのみを認めるものとし、持ち出した外部媒体は本庁で保管する。また、外部媒体は強制的に暗号化を行い、暗号を復号するための情報は、本市職員が管理する。 ・税務システム（現行）に係る委託データセンターにおいて、特定個人情報の閲覧等は禁止し、閲覧機能を有する端末機器等は設置しない。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定 ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する ・既存税務システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・既存税務システム（現行）に係る委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・税務システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定			
規定の内容		・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する ・特定個人情報の目的外利用を禁止する ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する ・特定個人情報の外部への持ち出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する ・既存税務システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・既存税務システム（現行）に係る委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・税務システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保			
具体的な方法		・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・既存税務システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・既存税務システム（現行）に係る委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・税務システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない			
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録			
具体的な方法		・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び番号法に基づく本市条例規則上認められる提供・移転のみが行われる仕組みとなっており、不正に提供・移転されることはない ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する ・特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。 ・当初納税通知書の発送リストは、印刷イメージファイルを保管している ・納税通知書等の再発行は、再発行出力簿に記載している	
特定個人情報の提供・移転に関するルール			
ルール内容及びルール遵守の確認方法		・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容の理解度チェックを行っている	
その他の措置の内容		外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び番号法に基づく本市条例規則上認められる提供・移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供・移転されることはない ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する ・特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び番号法に基づく本市条例規則上認められる提供・移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する ・特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。 ・本人あて提供される場合も、最新の情報を使用しているため、誤った相手に提供するリスクはない		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 利用特定個人情報提供省令第2条の表及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムは自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されるため、安全性が担保されている	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号(個人番号の真正性の確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照)に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※) ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。自動応答不可フラグの設定を行う際には、設定内容の確認を複数名で行っている。 ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている (※)暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムは自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する ②番号連携システムは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている ③番号連携システムと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している <番号連携システムの運用における措置> ①番号連携システムの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	具体的な対策の内容	<本市における措置> [庁内における措置] ①サーバ設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できるようにしている ②サーバラックは施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている ③記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理している ④クライアント端末には情報を保存できない仕組みとなっている ⑤停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している ⑥火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備している [委託データセンターにおける措置] ①委託データセンターは入館及びサーバ室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理し、あらかじめ許可された者のみが入室できる ②サーバラックは施錠管理している ③記憶媒体の保管場所について施錠管理している ④停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している ⑤火災対策として、データセンターは消火設備を完備している ⑥地震対策として、データセンターは免震建物となっている ⑦データセンター内は、監視カメラにより24時間監視されている <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。
⑥技術的対策		[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<本市における措置> ①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている ②外部から遮断された独自のネットワークで運用することで、不正アクセス対策を行っている ③端末機とサーバの間に、ファイヤーウォール装置等を導入し、アクセス制限等を行う。許可されている端末機からサーバへのアクセスのみ可能とする ④サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・既存住基システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡として保存する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・既存住民基本台帳システムとリアルタイムで連携している ・課税情報は申告・届出等の都度、更新している	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1. 税務システムファイル ①システム管理者が規定に基づき廃棄する記録媒体を抽出する ②抽出リストを複数確認のうえ、廃棄する ③廃棄の際は廃棄履歴を作成し、5年間保存する 2. 課税資料(紙媒体) ①保管期間ごとに分けて保管する書類のうち、保管期間が過ぎたものを抽出する ②抽出書類を複数確認のうえ、職員立ち会いのもとで外部委託業者によるシュレッダー処理を行う ③廃棄の際は廃棄履歴を作成し、5年間保存する 3. サーバー本体 ①リース終了や故障等でシステムのサーバ等を返却や廃棄する際は、データ消去ソフトを利用してハードディスクのデータ消去を行っている ②データ消去の記録を文書として保管している <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスで構成されており、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータが消去されるものとなっている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)税滞納管理ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 本人等からの入手 ・申請書等は窓口での記載指導により本人以外の情報を記載させないよう徹底する ・住民基本台帳ネットワークシステムによって本人確認情報と突合する 2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 ・調査対象者の情報の入手の際に住民基本台帳ネットワークシステムによって本人確認情報と突合する ・対象者の基本5情報に基づき保有情報と突合する 3. 税務システム、本市市民課（住民基本台帳関係情報）からの入手 ・あらかじめ定められたバッチ処理にて情報を入手するため、対象者以外の情報を入手することはない	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 本人等からの入手 ・窓口での記載指導により必要な情報以外を誤って記載させないよう徹底する 2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 ・実態調査を行う場合全て対象者、照会項目を明らかにして起案決裁を行い実施している 3. 税務システム、本市市民課（住民基本台帳関係情報）からの入手 ・あらかじめ定められたバッチ処理にて情報を入手するため、必要な情報以外を入手することはない	
その他の措置の内容	対象者以外又は必要な情報以外を入手しないよう、取扱職員に対する教育を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 本人等からの入手 ・窓口での記載指導により必要な情報以外を誤って記載させないよう徹底する 2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 ・実態調査を行う場合全て対象者、照会項目を明らかにして起案決裁を行い実施している ・国税徴収法第141条（質問及び検査）において、その必要と認められる範囲内と限定されている 3. 税務システム、本市市民課（住民基本台帳関係情報）からの入手 ・あらかじめ定められたバッチ処理にて情報を入手するため、それ以外の方法で入手することはない	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	1. 窓口での対応の場合 ・本人の個人番号カード又は通知カード及び身分証明書等の提示に基づき本人確認を行う 2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者から入手の場合 ・番号法第14条第2項の規定により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認を行う ・対象者からの入手情報と本市保有情報と突合する 3. 税務システム、本市市民課（住民基本台帳関係情報）からの入手 ・各業務における入手時に適正な確認を行っている	
個人番号の真正性確認の措置の内容	入手した個人番号は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報と突合する。	

特定個人情報の正確性確保の措置の内容		・入手した情報は、提出された申告書等や調査により収集した資料により突合し、確認している ・収集した資料により入手した情報に変更が生じた場合は、職権で適宜修正している	
その他の措置の内容		－	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容		1. 窓口での対応の場合 ・提出された申請書等は施錠された保管庫にて保存する 2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者から入手の場合 ・実態調査の場合は、郵送の方法をとっており本市納税課あて返信用封筒を同封している ・返送された調査表等は施錠された保管庫にて保存する 3. 税務システム、本市市民課（住民基本台帳関係情報）からの入手 ・庁内連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用している	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容		番号連携システムと接続していない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		・税滞納管理システムは、業務に関係のない情報を保有していない ・他の業務システムへアクセスできないようになっている	
その他の措置の内容		－	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	税滞納管理システムを利用する必要がある職員を特定し、システム管理者が個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている	
アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	①発行管理 ・あらかじめ定められているアクセス権限と業務の対応表に基づき、必要なアクセス権限のみ申請することとしている ・申請に対して、システム管理者が対応表に基づき、業務に必要な職員にのみユーザーIDの発行を行っている ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職等が発生した際は、速やかにシステム管理者が当該ユーザーIDの失効を行っている	

アクセス権限の管理		[☐ 行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・税滞納管理システムを利用する職員個人に対して、ユーザーIDを発行している ・パスワードは3ヶ月ごとに変更している ・システム管理者がユーザIDの利用有無を毎月確認し、業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する	
特定個人情報の使用の記録		[☐ 記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
	具体的な方法	税滞納管理システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定できる。操作ログは記録媒体に7年間保管している。また、記録は月1回以上システム管理者が点検を行い、不正なアクセスがないことを確認する。	
その他の措置の内容		－	
リスクへの対策は十分か		[☐ 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容		・地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の遵守を徹底するよう指導している ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、業務外利用の禁止等について徹底する ・職員以外の従業者(委託先)には、契約内容に金沢市個人情報取扱委託基準に基づく事項を追加した上で、税滞納管理システムの取扱いについて、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例及び同条施行規則並びに金沢市電子計算組織に関する規定に基づく誓約書の提出を求める ・税滞納管理システムへのログイン記録、個人を特定する検索、特定後の操作ログの記録を行う	
リスクへの対策は十分か		[☐ 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容		・地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の遵守を徹底するよう指導している ・特定個人情報ファイルには許可された処理以外はアクセスできない ・業務端末から外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止している ・バックアップ処理など必要な外部媒体へのデータ書き出しは、セキュリティ区画内に限定しており、職務上必要と認められた権限を与えられた者しか許可していない ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合は、チェックしている ・本市が認める場合を除き、委託先には契約で複製を禁じている	
リスクへの対策は十分か		[☐ 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・窓口 に設置の端末画面は来庁者からは見えないよう画面にフィルターを付けている ・個人番号が表示された端末画面のハードコピーの管理、処分は徹底する ・端末画面は一定時間を超えて入力がない場合、パスワード要求画面に移行し内容を表示しない			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐ 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認		外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを契約要件としているほか、事業実績など社会的信用と能力があることを確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[☐ 制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
	具体的な制限方法	委託契約書に以下の規定を設ける。 ・アクセス権限を付与する従業者数を必要最小限に限定する ・従業者に付与するアクセス権限を必要最小限にする ・アクセス者数と付与したアクセス権限を報告する 庁内での作業では、委託先の申請を受けて従業者ごとにIDを発行し、担当者を限定するほか、アクセス権限を委託元で管理する。	

特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・市税滞納管理システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行い、操作者は個人まで特定できる。また、委託先から申請をもらい、随時システム管理者が記録と比較して点検を行い、不正なアクセスがないことを確認する。操作ログは記録媒体に7年間保管している。
特定個人情報の提供ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への提供を認めない。 ・税滞納管理システム(現行)においては、委託データセンター内を除き委託先に特定個人情報を保管させない。なお、税滞納管理システム(次期)においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。 ・税滞納管理システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・税滞納管理システム(現行)に係る委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う。 ・税滞納管理システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・税滞納管理システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市庁舎内又は委託データセンター内のどちらかに限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、税滞納管理システム(次期)においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。 ・税滞納管理システム(現行)に係る委託データセンターにおいては、災害対策用バックアップのための外部媒体の持ち出しのみを認めるものとし、持ち出した外部媒体は本庁で保管する。また、外部媒体は強制的に暗号化を行い、暗号を復号するための情報は、本市職員が管理する。 ・税滞納管理システム(現行)に係る委託データセンターにおいて、特定個人情報の閲覧等は禁止し、閲覧機能を有する端末機器等は設置しない。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定 ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する ・税滞納管理システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・税滞納管理システム(現行)に係る委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・税滞納管理システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する ・特定個人情報の目的外利用を禁止する ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する ・特定個人情報の外部への持ち出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する ・税滞納管理システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・税滞納管理システム(現行)に係る委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・税滞納管理システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分にを行っている]		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っていない2) 十分にを行っている3) 十分に行っていない4) 再委託していない	
	具体的な方法	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・税滞納管理システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・税滞納管理システム（現行）に係る委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・税滞納管理システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている			
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[十分である]		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない					
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している]		＜選択肢＞ 1) 記録を残している2) 記録を残していない	
	具体的な方法	・照会元への情報提供は、起案決裁を経ているため、起案文書にて記録がされている ・移転の場合は、起案文書による記録のほか、照会者リストを移転元、移転先で共に7年間保管する ・税滞納管理システムではログイン及び操作の記録をしており、月1回以上のシステム管理者による点検を行う			
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている]		＜選択肢＞ 1) 定めている2) 定めていない	
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみを行っている ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容の理解度チェックを行っている			
その他の措置の内容		業務端末から外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止している。			
リスクへの対策は十分か		[十分である]		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容		税滞納管理システムから他の業務システムへ情報の提供・移転ができない仕組みとなっている。			
リスクへの対策は十分か		[十分である]		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容		照会元へ情報の提供・移転する場合は、起案決裁及び送付時に複数でチェックをしている。			
リスクへの対策は十分か		[十分である]		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
—					
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）					

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	＜本市における措置＞ [庁内における措置] ①サーバ設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できるようにしている ②サーバラックは施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている ③記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理している ④クライアント端末には情報を保存できない仕組みとなっている ⑤停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している ⑥火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備している [委託データセンターにおける措置] ①委託データセンターは入館及びサーバ室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理し、あらかじめ許可された者のみが入室できる ②サーバラックは施錠管理している ③記憶媒体の保管場所について施錠管理している。 ④停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している ⑤火災対策として、データセンターは消火設備を完備している ⑥地震対策として、データセンターは免震建物となっている ⑦データセンター内は、監視カメラにより24時間監視されている ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	＜本市における措置＞ ①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている ②外部から遮断された独自のネットワークで運用することで、不正アクセス対策を行っている ③端末機とサーバの間に、ファイヤーウォール装置等を導入し、アクセス制限等を行う。許可されている端末機からサーバへのアクセスのみ可能とする ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・税滞納管理システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。	

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡として保存する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・税滞納管理システムは、税務システムと随時連携する ・調査情報は取得の都度、更新している	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1. 特定個人情報ファイル ①システム管理者が規定に基づきバッチ処理にて消去する対象者を抽出し出力する ②抽出リストを複数確認のうえバッチ処理で消去する ③廃棄の際は廃棄履歴を作成し5年間保存する 2. 紙媒体 ①保管期間ごとに分けて保管する書類のうち、保管期間が過ぎたものを抽出する ②抽出書類を複数確認のうえ、職員立ち会いのもとで外部委託業者によるシュレッダー処理を行う ③廃棄の際は廃棄履歴を作成し、5年間保存する 3. サーバー本体 ①リース終了や故障等でシステムのサーバ等を返却や廃棄する際は、データ消去ソフトを利用してハードディスクのデータ消去を行っている ②データ消去の記録を文書として保管している <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスで構成されており、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータが消去されるものとなっている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)課税資料イメージ管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 本人等からの入手 ・対象者以外からの特定個人情報入手をしないよう、個人番号カードその他本人確認書類の確認を厳格に行う ・本人が本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実する 2. 本市他部署、官公署等、他団体等、民間事業者からの入手 ・eLTAX・国税連携等を通じて提出された課税資料の個人番号及び基本5情報は、本市保有情報と手順書に基づいたバッチ処理によって突合し、チェックした上で入手している ・本市の課税対象者以外の課税資料が誤って本市に送付されてきた場合、速やかに該当の市区町村に回送する 3. 税務システム、市民課（住民基本台帳関係情報）からの入手 ・あらかじめ定められたバッチ処理にて情報を入手するため、対象者以外の情報を入手することはない
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 本人等からの入手 ・申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしている ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように、記載要領を充実する 2. 税務システム、市民課（住民基本台帳関係情報）からの入手 ・あらかじめ定められたバッチ処理にて情報を入手するため、対象者以外の情報を入手することはない
その他の措置の内容	本人以外又は必要な情報以外を入手しないよう、取扱職員に対する教育を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・文書による申告の送達の際、特定個人情報を課税資料として使用する旨の説明文を同封する ・来庁による申告等の際、特定個人情報を課税資料として利用する旨の説明を十分に行う ・他団体等及び官公署等及び本市他部署から提出された課税資料の基本5情報は、本市保有情報と手順書に基づいたバッチ処理によって突合し、チェックした上で入手している
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カードの提示を受ける ・通知カード若しくは住民票の写し又は住民票記載事項証明書のほか運転免許書等、官公署から発行・発給された書類であって、写真、氏名、生年月日又は住所が記載されているものいずれか1つにより確認する ・その他、番号法施行令及び番号法施行規則に準じて確認する
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カードの提示を受ける ・個人番号カード（若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ）がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報は、提出された申告書等や調査により収集した資料により突合し、確認している ・収集した資料により入手した情報に変更が生じた場合は、職権で適宜修正している
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・申告会場での申告については、責任者が申告書を取りまとめ、確実に市民税課に持ち帰る ・郵送の場合は、返信用封筒や記載要領に市民税課の宛名・住所を明記して、確実に返送されるようにする
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	課税資料イメージ管理システムは、宛名システムとの連携を行っていない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・課税資料の本人特定処理の結果確認のため使用 ・税務システムで紐付けした情報のみ使用・管理
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	課税資料イメージ管理システムを利用する職員を特定し、システム管理者が個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①発行管理 ・あらかじめ定められているアクセス権限と業務の対応表に基づき、必要なアクセス権限のみ申請することとしている ・申請に対して、システム管理者が対応表に基づき、業務に必要な職員にのみユーザーIDの発行を行っている ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職等が発生した際は、速やかにシステム管理者に申請を行い、当該ユーザーIDの失効を行っている
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・課税資料イメージ管理システムを利用する職員個人に対してユーザーIDを発行している ・パスワードは3ヶ月ごとに変更しなければ、システムにログインできない ・システム管理者がユーザーIDの利用有無を毎月確認し、業務上アクセスが不要となったユーザーIDやアクセス権を変更又は削除する
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	課税資料イメージ管理システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログ(日時、操作者名、対象者名、操作内容等)の記録を行う。操作者は個人まで特定できる。操作ログは磁気テープに7年間保管している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の遵守を徹底するよう指導している ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、業務外利用の禁止等について徹底する ・職員以外の従業者(委託先)には、契約内容に金沢市個人情報取扱委託基準に基づく事項を追加した上で、課税資料イメージ管理システムの取扱いについて、個人情報保護に関する法律及び金沢市個人情報保護に関する法律施行規則並びに金沢市電子計算組織に関する規定に基づく誓約書の提出を求める ・課税資料イメージ管理システムへのログイン記録、個人を特定する検索、特定後の操作ログの記録を行う	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	所管設置端末からはファイル取得ができない構造である。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを契約要件としているほか、事業実績など社会的信用と能力があることを確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・保守端末にアクセスできる従事者を限定している(6名) ・データベースにアクセスできる従事者を限定している(4名)	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先において、保守端末の利用履歴について、ユーザID、利用日時、作業内容を台帳記入し保存している。毎月作業報告を実施している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は、委託元に対してのみ特定個人情報の提供ができ、その旨を委託契約書に明記する ・委託契約書に基づき提供前に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させる ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)において必要があれば、本市職員が現地調査する ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)においては、委託先へのデータ提供は、伝送用端末からLGWAN回線を経由して委託者設置サーバへ送信することになっている。 ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期)においては、委託先へのデータ提供は、伝送用端末から専用回線を経由してガバメントクラウド内委託者設置サーバへ送信することになっている。	

特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)においては次のとおりとする。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報は、該当年度の情報を一括消去する ・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップも上記対応時に合わせて消去する ・消去完了後、結果報告を書面で行う(毎月報告している作業報告に明記する) ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)において必要があれば、本市職員が現地調査する ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する ・特定個人情報の目的外利用を禁止する ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する ・特定個人情報の外部への持ち出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)において必要があれば、本市職員が現地調査する ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)において必要があれば、本市職員が現地調査する ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	課税資料イメージ管理システムを利用する職員個人に対してユーザーIDを発行している。	

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施している
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人ごとにIDを発行しており、そのIDでの操作が把握できる ・外部媒体への書き込みをシステムで禁止する
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人ごとにIDを発行しており、そのIDでの操作が把握できる ・外部媒体への書き込みをシステムで禁止する
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <本市における措置> ・入退室(サーバ室および保守端末設置部屋)管理の徹底(生体認証) ・サーバラックを施錠。データセンター管理部門で鍵管理。事前申請で鍵を貸出。利用後速やかに返却(鍵をデータセンター外へ持ち出し厳禁)。 ・保守端末利用時はICカードによる認証 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 ・LGWAN-ASPでのサービス利用により、利用環境が限定されている ・ウイルス対策ソフトのパターン更新の徹底(提供元が提供するタイミングで) <ガバメントクラウドにおける措置> ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・課税資料イメージ管理システムASPサービス機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼働状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡として保存する。
その他の措置の内容		
—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	検索用の情報は税務システムから連携される。税務システムでの修正を受けて最新情報に更新される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<本市における指針> ①委託先が規定に基づき消去する対象者を抽出する ②抽出リストを委託元が確認のうえ委託先がバッチ処理及び手動設定で一括消去する ③消去完了後、結果報告を書面で行う(毎月報告している作業報告に明記する) ④必要があれば本市職員が現地調査する	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<本市における措置> 評価書の記載内容通りの運用ができていないか、年1回担当部署でチェックを実施 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<本市における措置> 情報セキュリティに関する規則に基づき、以下の観点で内部監査を3年に1回実施し、監査結果を踏まえて、体制や規定を改善する。 ①評価書記載事項と運用実施のチェック ②個人情報保護に関する規定、体制整備 ③個人情報保護に関する人的安全管理措置 ④職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ⑤個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス事業者から調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<本市における措置> ・職員及び事業所内派遣者に対しては、特定個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている ・委託業者に対しては、契約内容に特定個人情報保護に関する規程を設けている <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	金沢市総務局文書法制課文書法制係 920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2073
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務局市民税課 電話 076-220-2161
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月13日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例に基づくパブリックコメント手続により意見聴取を実施する。
②実施日・期間	令和6年10月1日から令和6年10月31日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	特になし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年12月18日
②方法	金沢市情報公開及び個人情報保護審議会に情報システムに関する知見を有する専門家を加えて第三者点検を実施する。
③結果	特段の修正意見はなかった。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担	資産税課長 山田 恵介 市民税課長 浅川 優二	資産税課長 寺野 匡 市民税課長 林 潔	事後	重要な変更項目でないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	こども福祉課	こども政策推進課	事後	重要な変更項目でないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	健康総務課	健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
平成28年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂	金沢市市長公室広報広聴課	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担	総務局税務課長 山崎 明生 資産税課長 寺野 匡 市民税課長 林 潔	総務局税務課長 荒舘 誠 資産税課長 寺野 匡 市民税課長 井上 淳	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスによるリスク対	税務システムを利用する職員を特定し、システム管理者が個人ごとにユーザーIDを割り当てる	・税務システムを利用する職員を特定し、システム管理者が個人ごとにユーザーIDを割り当てる	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
平成29年6月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシ	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要	～	提供先66 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要	提供を行っている(65) 件	提供を行っている(66) 件	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担	総務局税務課長 荒舘 誠 資産税課長 寺野 匡 市民税課長 井上 淳	総務局税務課長 荒舘 誠 資産税課長 寺野 匡 市民税課長 柳沢 浩	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担	総務局税務課長 荒舘 誠 資産税課長 寺野 匡 市民税課長 柳沢 浩	総務局税務課長、資産税課長、市民税課長	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシ	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)税務システムファイル	④税額の決定、変更、減免の通知	④税額の決定、変更の通知	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)税務システムファイル	4. 税額の決定、変更、減免の通知 ・納税通知書及び更正、減免決定通知書に個	4. 税額の決定、変更の通知 ・納税通知書及び更正通知書に個人番号を記	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)税務システムファイル	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []その他()	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]その他(LGWAN回線)	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)税務システムファイル	移転先7	削除 移転先8～55を1つ繰上げ移転先7～54とす	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要		提供先40追加 従来の提供先40～66を1つ繰下げ提供先41	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要	長寿福祉課	介護保険課	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要	公営住宅の収入申告及び家賃の決定、家賃及び敷金の減免に係る事務	公営住宅の家賃の決定、入居者の決定、家賃又は金銭を減免する決定、敷金を減免する決	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要	改良住宅の収入申告及び家賃の決定、家賃及び敷金の減免に係る事務	改良住宅の家賃の決定、入居者の決定、割増賃料を徴収する事務、家賃、敷金又は割増賃	事後	重要な変更項目でないため
平成31年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	①各税目ごとに課税情報の管理を行う ②賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行	①各税目ごとに課税情報の管理を行う ②賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	税滞納管理システムは、徴収事務に係る滞納整理に伴う事務処理の高度化及び効率化を目	税滞納管理システムは、徴収事務に係る滞納整理に伴う事務処理の高度化及び効率化を目	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	⑧セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号	⑧セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けら
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)税務システムファイ	税務システム改修事業委託	税務システム開発及び運用保守等委託	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)税務システムファイ	毎年の税制改正に対応し、システム改修を行う。	税務システムの開発、運用、保守等を行う。また、税務システム(次期)においては、専用ネッ	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)税務システムファイ	改修作業後は本番稼働前に正しく動作することを確認する必要があるため。	税務システムの開発時及び運用時においてシステムが正常に稼働することを確認等するため	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)税務システムファイ	[]専用線[]電子メール[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[]フラッシュメモリ []	[○]専用線[]電子メール[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[]フラッシュメモリ []	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)税務システムファイ	・システム改修に係る現地での進捗管理、問題点管理、セッアップ	①庁内における、税務システムの障害管理、質疑対応、機器保守、システム保守等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)税務システムファイ	地方税の電子申告に関連して、一般社団法人地方税電子化協議会が運営するeLTAXポータ	地方税の電子申告に関連して、一般社団法人地方税電子化協議会が運営するeLTAXポータ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けら
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)税務システムファイ	＜本市における措置＞ ①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可さ	＜本市における措置＞ ①庁内では、指紋認証装置を設置した、あらか	事前	重要な変更
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)税滞納管理システム	1. 本人等から入手 ・法律に基づく調査の際に、必要に応じてその	1. 本人等から入手 ・法律に基づく調査の際に、必要に応じてその	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)税滞納管理システム	[委託する] (2) 件	[委託する] (1) 件	事前	重要な変更
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)税滞納管理システム	税滞納管理システム改修事業委託	税滞納管理システム開発及び運用保守等委託	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)税滞納管理システム	障害時におけるハードウェア、ソフトウェア及びデータ等の復旧作業、是正及び予防措置の対	税滞納管理システムの開発、運用、保守等を行う。また、税滞納管理システム(次期)において	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)税滞納管理システム	システムの障害復旧作業を行った場合、本番稼働前に動作確認をする必要があるため。	税滞納管理システムの開発時及び運用時においてシステムが正常に稼働することを確認等す	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)税滞納管理システム	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[]フラッシュメモリ	[○]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[]フラッシュメモ	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)税滞納管理システム	・現地での進捗管理、品質管理、問題点管理、Q&A対応、当初セッアップ作業	①庁内における、税滞納管理システムの障害管理、質疑対応、機器保守、システム保守等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)税滞納管理システム	税滞納管理システム改修事業委託	(委託事項2を全て削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(特定個人情報の漏
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)税滞納管理システム	①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内	①庁内では、指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所の	事前	重要な変更
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(3)課税資料イメージ管	総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、本市に設置する端末と、委託業者が管理する	総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、本市に設置する端末と、委託業者が管理する	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けら
平成31年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(3)課税資料イメージ管	LGWAN-ASPの利用により、委託業者のデータセンターにデータを保管。データセンターは、個	LGWAN-ASPの利用により、委託業者のデータセンターにデータを保管。データセンター	事後	用語を統一(長音符号を削除)したのみであることから、
平成31年3月15日	(別添2)ファイル記録項目	(1)税務システムファイル＜税務システム＞	(1)税務システムファイル＜税務システム(現行)＞	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	(別添2)ファイル記録項目	(次期システムに係るファイル記載項目を追加)	(1)税務システムファイル＜税務システム(次期)＞	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	(別添2)ファイル記録項目	(2)税滞納管理ファイル＜税滞納管理システム＞	(2)税滞納管理ファイル＜税滞納管理システム(現行)＞	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	(別添2)ファイル記録項目	(次期システムに係るファイル記載項目を追加)	(2)税滞納管理ファイル＜税滞納管理システム(次期)＞	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の遵守を徹底するよ	・地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の遵守を徹底するよ	事前	重要な変更
平成31年3月15日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・委託先は、委託元に対してのみ特定個人情報の提供ができ、その旨を委託契約書に明記す	・委託先は、委託元に対してのみ特定個人情報の提供ができ、その旨を委託契約書に明記す	事前	重要な変更
平成31年3月15日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・委託先に提供する際、日付、データ内容を記録した受け渡しの確認印を押印してもらい、所	・紙や外部媒体を用いて委託先に提供する際、日付、データ内容を記録した受け渡しの確認印	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定 ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定 ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、	(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	＜番号連携システムのソフトウェアにおける措置＞	＜番号連携システムのソフトウェアにおける措置＞	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	＜本市における措置＞ ①サーバ設置場所に指紋認証装置を設置し、	＜本市における措置＞ [庁内における措置]	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセン	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセ	事後	用語を統一（長音符号を削除）したのみであることから、
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	＜本市における措置＞ ①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を	＜本市における措置＞ ①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の遵守を徹底するよ	・地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の遵守を徹底するよ	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・委託先は、委託元に対してのみ特定個人情報の提供ができ、その旨を委託契約書に明記す	・委託先は、委託元に対してのみ特定個人情報の提供ができ、その旨を委託契約書に明記す	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・委託先に提供する際、日付、データ内容を記録した受け渡しの確認印を押印してもらい、所	・紙や外部媒体を用いて委託先に提供する際、日付、データ内容を記録した受け渡しの確認印	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定 ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定 ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・維持管理及び改修委託において委託先には特定個人情報を保留させていない	(削除)	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	＜本市における措置＞ ①サーバ設置場所に指紋認証装置を設置し、	＜本市における措置＞ [庁内における措置]	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	＜本市における措置＞ ①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を	＜本市における措置＞ ①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・税務システム、既存住民基本台帳システムとは毎日連携している	・税滞納管理システム(現行)は、税務システム、既存住民基本台帳システムとは毎日連携し	事前	重要な変更
平成31年3月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	・入退室(サーバ室および保守端末設置部屋)管理の徹底(生体認証)	・入退室(サーバ室および保守端末設置部屋)管理の徹底(生体認証)	事後	用語を統一（長音符号を削除）したのみであることから、
平成31年3月15日	Ⅳ 評価実施手続 1. 基礎項目評価	42009	43435	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	Ⅳ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の	平成26年10月21日から11月20日	平成30年12月25日から平成31年1月23日	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	Ⅳ 評価実施手続 3. 第三者点検	41998	43509	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年3月15日	Ⅳ 評価実施手続 3. 第三者点検	特段の修正意見はなかった。	金沢市情報公開及び個人情報保護審議会において、提案内容どおりとして議決され、その旨の	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年6月28日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークシ	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		提供先68、69追加	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	こども政策推進課	保育幼稚園課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	こども政策推進課	子育て支援課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	長寿福祉課	地域長寿課	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. 評価対象事務の概要(詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)	1. 評価対象事務の概要(詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更
令和2年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	1. 本人又は本人の代理人(以下、「本人等」という。)からの入手	1. 本人又は本人の代理人(以下、「本人等」という。)からの入手	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	富士通株式会社北陸支社	富士通株式会社北陸支社、富士通リース株式会社北陸支社	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	納税通知書等作成封入封緘業務(個人市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)	納税通知書等作成封入封緘業務(個人市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	(別添1)事務の内容	(別添1)事務の内容 (1)税務システムファイル(税務課事務 軽自動	(別添1)事務の内容 (1)税務システムファイル(税務課事務 軽自動	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	③軽自動車税	③軽自動車税(種別割)	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	③軽自動車税	③軽自動車税(種別割)	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	発生なし	発生あり	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	発生なし	発生あり	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	発生なし	発生あり	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	市税総合オンラインデータベースシステム(以下、「税務システム」という。)	税務システム(以下、「税務システム」という。)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	※本市においては、現在、新しい税務システムの開発を行なっていることから、現在利用してい	削除	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	※本市においては、現在、新しい税滞納管理システムの開発を行なっていることから、現在利	削除	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	税務システムの開発、運用、保守等を行う。また、税務システム(次期)においては、専用ネッ	税務システムの開発、運用、保守等を行う。また、専用ネットワークを利用して、本市に設置す	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	税務システムの開発時及び運用時においてシステムが正常に稼働することを確認等するため	税務システムの開発時及び運用時においてシステムが正常に稼働することを確認等するため	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	富士通株式会社北陸支社、富士通リース株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社石川支社、富士通リース株式会社北陸支社	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税滞納管理ファイル)	税滞納管理システムの開発、運用、保守等を行う。また、税滞納管理システム(次期)において	税滞納管理システムの開発、運用、保守等を行う。また、専用ネットワークを利用して、本市に	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税滞納管理ファイル)	富士通株式会社北陸支社、富士通リース株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社石川支社、富士通リース株式会社北陸支社	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目	(1)税務システムファイル(税務システム(現行))①個人住民税	削除	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目	(1)税務システムファイル(税務システム(現行))	(1)税務システムファイル	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目	2)税滞納管理ファイル<税滞納管理システム(現行)>	削除	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目	(2)税滞納管理ファイル<税滞納管理システム(次期)>	(2)税滞納管理ファイル	事後	重要な変更項目でないため

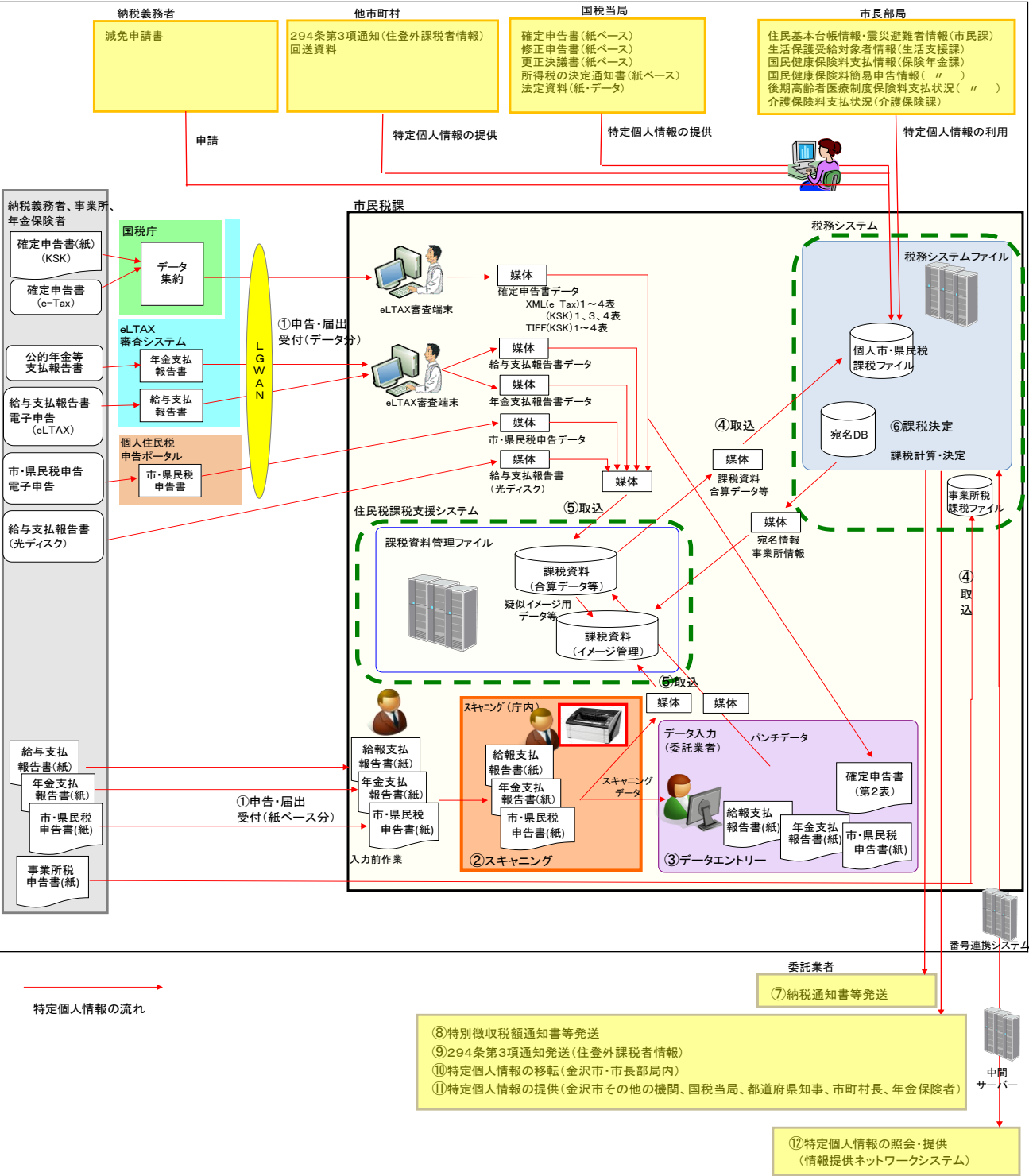
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の遵守を徹底するよ	・地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の遵守を徹底するよ	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・委託先は、委託元に対してのみ特定個人情報の提供ができ、その旨を委託契約書に明記す	・委託先は、委託元に対してのみ特定個人情報の提供ができ、その旨を委託契約書に明記す	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・紙や外部媒体を用いて委託先に提供する場合、日付、データ内容を記録した受け渡しの確認印	・紙や外部媒体を用いて委託先に提供する場合、日付、データ内容を記録した受け渡しの確認印	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特	・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	〈本市における措置〉	〈本市における措置〉	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を	①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・委託先は、委託元に対してのみ特定個人情報の提供ができ、その旨を委託契約書に明記す	・委託先は、委託元に対してのみ特定個人情報の提供ができ、その旨を委託契約書に明記す	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・紙や外部媒体を用いて委託先に提供する場合、日付、データ内容を記録した受け渡しの確認印	・紙や外部媒体を用いて委託先に提供する場合、日付、データ内容を記録した受け渡しの確認印	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特	・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	〈本市における措置〉	〈本市における措置〉	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を	①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・税滞納管理システム(現行)は、税務システム、既存住民基本台帳システムとは毎日連携し	・税滞納管理システムは、税務システムと随時連携する	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	地方税の電子申告に関連して、一般社団法人地方税電子化協議会が運営するeLTAXポータ	地方税の電子申告に関連して、地方税共同機構が運営するeLTAXポータルセンターと連携	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	TIS株式会社	株式会社インテック	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	1. 情報提供の根拠	1. 情報提供の根拠	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	提供先36 厚生労働大臣又は都道府県	番号法第19条第7号 別表第二中の項ズレ 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令でさだめるもの	番号法第19条第8号 別表第二中の項ズレ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	提供先55 市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	提供先59 金沢税務署	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕紙	〔○〕紙 〔○〕その他(国税連携ネットワーク)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	提供先62 石川県税事務所	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕紙	〔○〕紙	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	提供先63 日本年金機構	番号法第19条第1項1号	番号法第19条1号	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	提供先63 日本年金機	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	提供先64 市町村長	〔○〕紙	〔○〕紙 〔○〕その他(eLTAX)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	提供先66 個人市・県民税の特別徴収義	〔○〕紙	〔○〕紙 〔○〕その他(eLTAX)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	提供先70 社会福祉協議会	―	別表第2 41項(追加)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	提供先71 公的給付の支給等の迅速か	―	別表第二 157項(追加)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先1 医療保険課	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	〔○〕その他(庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先2 医療保険課	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	〔○〕その他(端末検索)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先3 医療保険課	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	〔○〕その他(庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先5、6 医療保険課	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	〔○〕その他(庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先8、9 障害福祉課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先10 障害福祉課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先11～20 障害福祉課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先21 障害福祉課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先22 障害福祉課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先23 障害福祉課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先24 障害福祉課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先25 障害福祉課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先26 保育幼稚園課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先27 保育幼稚園課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先29 保育幼稚園課	所得税額、市民税額(均等割・所得割)、所得金額、所得控除額内訳、扶養人数	市民税額(均等割・所得割)、所得金額、所得控除額内訳、扶養人数	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先29 保育幼稚園課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	地域長寿課	福祉政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先30、32～37 福祉政策課	所得税額	市民税額	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先30、32～37 福祉政策課	所得税額	市民税額	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先39 生活支援課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先40 生活支援課	〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先41、42 健康政策課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先43 健康政策課	〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	移転先44、45 健康政策課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先48～50 健康政策課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先51 介護保険課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先53～55 市営住宅課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先54 市営住宅課	入居者及び同居者の以下の情報 ・個人番号・宛名番号・年度・所得区分・所得金	入居者及び同居者の以下の情報 ・個人番号・宛名番号・年度・所得区分・所得金	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先56 市営住宅課	公的年金所得、給与所得、営業所得、農業所得、他事業所得、不動産所得、利子所得、配当	公的年金所得、給与所得、営業所得、農業所得、他事業所得、不動産所得、利子所得、配当	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先56 市民課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先62 子育て支援課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) 〔○〕その他(端末検索)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	移転先63 子育て支援課	〔○〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	〔○〕その他(端末検索、庁内LAN)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシ	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二のうち第三欄	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要(税滞納管理ファイル)	3. 税務システムから入手 ・税滞納管理システム(現行)では日毎に連携し	3. 税務システムから入手 ・税滞納管理システムでは随時連携する	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要(税滞納管理ファイル)	税滞納管理システムの開発時及び運用時においてシステムが正常に稼働することを確認等す	税滞納管理システムの開発時及び運用時においてシステムが正常に稼働することを確認等す	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	別表第一の16の項	別表第一の24の項	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概 要	〔○〕提供を行っている (66件)	〔○〕提供を行っている (71件)	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概 要	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概 要	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概 要	番号法第19条第10号	番号法第19条第11号	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	別表第一の第16の項	別表第一の第24の項	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	〔○〕その他(中間サーバー、国保システム、介護システム、福祉システム、後期高齢システ	〔○〕その他(中間サーバー、国保システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護シス	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概 要	富士通Japan株式会社石川支社、富士通リース株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社、FLCS株式会社	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概 要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概 要	指紋認証装置	生体認証装置	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概 要	②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事	②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概 要	富士通Japan株式会社石川支社、富士通リース株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社、FLCS株式会社	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概 要	指紋認証装置	生体認証装置	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ① 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ① 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ① 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ① 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	指紋認証装置	生体認証装置	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	指紋認証装置	生体認証装置	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. 評価対象事務の概要（詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照）	1. 評価対象事務の概要（詳細は、「（別添1）事務の内容」を参照）	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取		サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（税務システムファイル）	〔〇〕その他（eLTAX・国税連携、住民基本台帳ネットワークシステム、庁内LAN）	〔〇〕その他（eLTAX・国税連携、住民基本台帳ネットワークシステム、庁内LAN、サービス検	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅱ ファイルの概要（税務） 3. 特定個人情報の入手・使		5. サービス検索・電子申請機能から入手・番号法第9条第2項及び番号法に基づく本市	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅱ ファイルの概要（税務） 6. 特定個人情報の保管・消		＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ システム内のデータは、セキュリティゲートにて	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅱ ファイルの概要（税務） 7. 特定個人情報の保管・消		＜サービス検索・電子申請機能による措置＞ ・電子申請情報は、受信日の4開庁日後まで保	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対		・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対		・サービス検索・電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対		・市民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対		・市民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対		・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続を探し電子申請を行い	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対		・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行う	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対		・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーID を	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対		・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できる	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対		・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対		・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対		④ サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行う	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和5年7月7日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	〔〇〕その他（中間サーバー、国保システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護シス	〔〇〕その他（中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護システム、福祉システ	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・職員以外の従業者（委託先）には、契約内容に金沢市個人情報取扱委託基準に基づく事項発生あり	・職員以外の従業者（委託先）には、契約内容に金沢市個人情報取扱委託基準に基づく事項	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和5年7月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	発生あり	発生なし	事後	重要な変更項目でないため
令和2年7月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク	発生あり	発生なし	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・職員以外の従業者（委託先）には、契約内容に金沢市個人情報取扱委託基準に基づく事項	・職員以外の従業者（委託先）には、契約内容に金沢市個人情報取扱委託基準に基づく事項	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク

(別添1) 事務の内容

(1) 税務システムファイル(市民税課事務)・(3) 課税資料イメージ管理ファイル

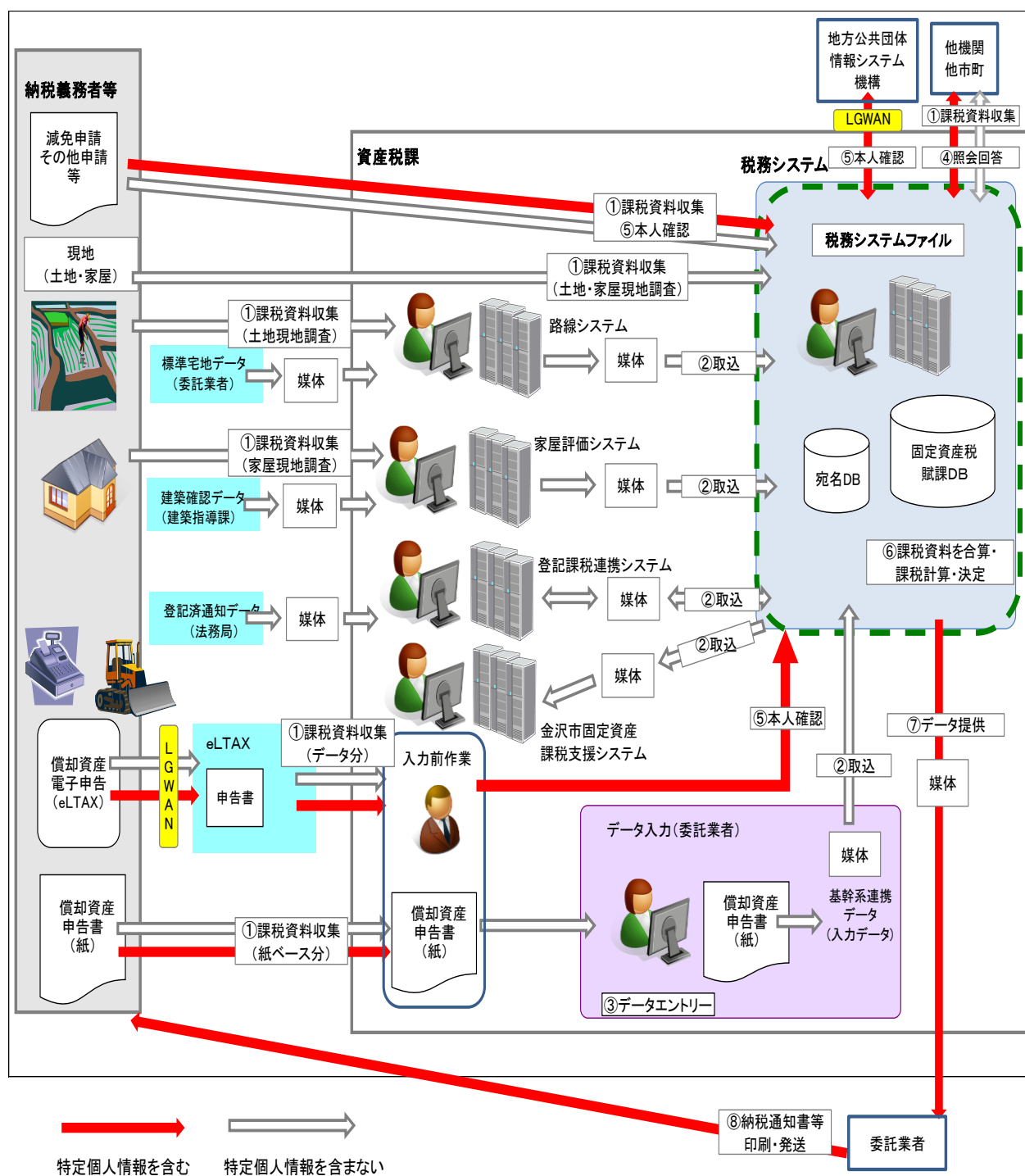


(備考)

- ① 申告・届出受付(データ分、紙ベース分)
- ② スキャンニング
- ③ データエントリー
- ④ 課税資料データ取込み(税務システム)
- ⑤ 課税資料データ取込み(住民税課税支援システム)
- ⑥ 課税決定(課税資料データを合算・課税計算・決定)
- ⑦ 納税通知書等発送
- ⑧ 特別徴収税額通知書等発送
- ⑨ 294条第3項通知発送(住登外課税者情報)
- ⑩ 特定個人情報の移転(金沢市・市長部局内)
- ⑪ 特定個人情報の提供(金沢市その他の機関、国税当局、都道府県知事、市町村長、年金保険者)
- ⑫ 特定個人情報の照会・提供(情報提供ネットワークシステム)

(別添1) 事務の内容

(1) 税務システムファイル(資産税課事務)

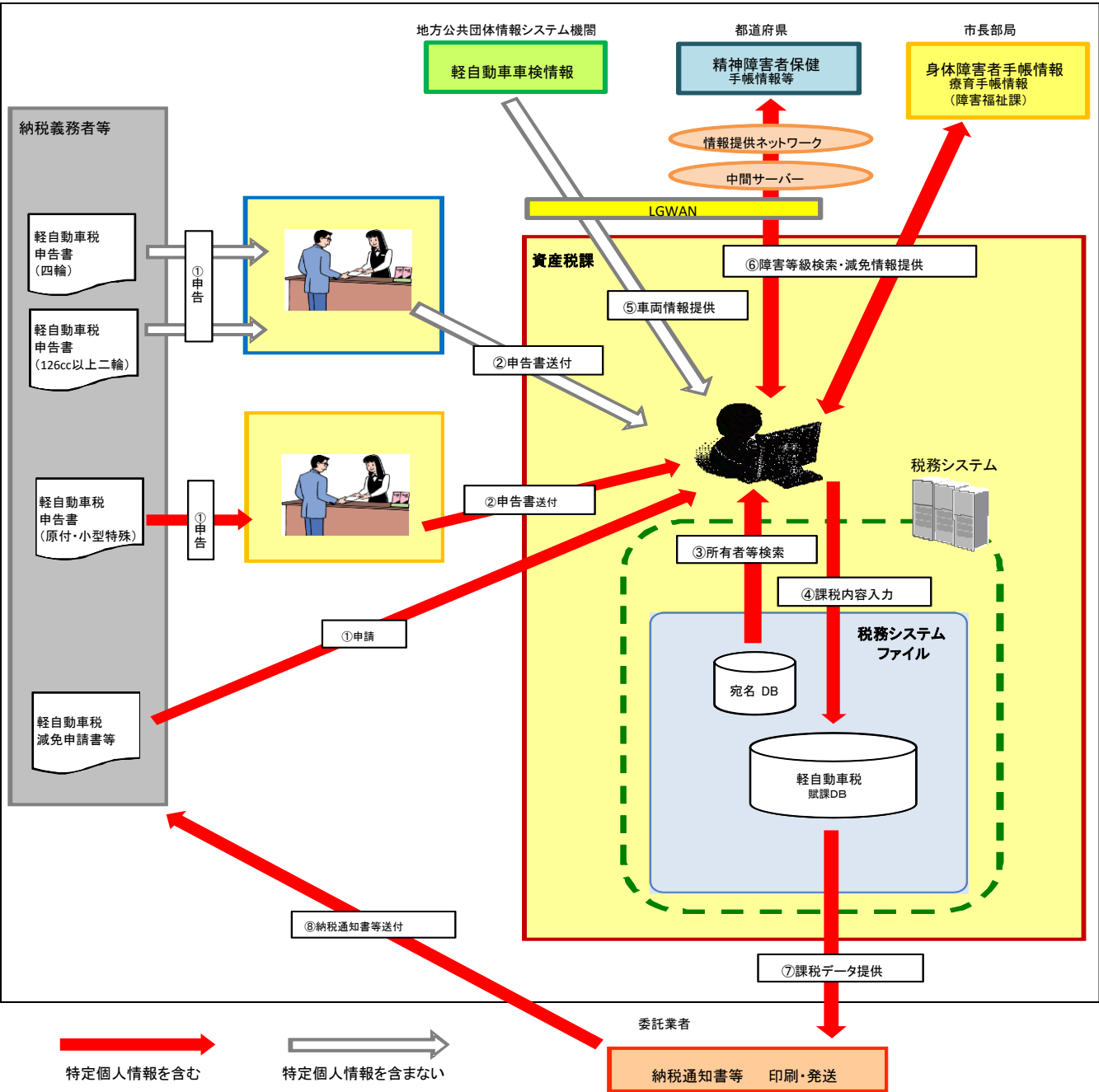


(備考)

- ①課税資料収集(紙、データ、現地調査等)
- ②データ取込(税務システム)
- ③データエントリー
- ④照会回答
- ⑤本人確認
- ⑥課税資料を合算・課税計算・決定
- ⑦データ提供
- ⑧納税通知書等 印刷・発送

(別添1) 事務の内容

(1) 税務システムファイル(資産税課事務 軽自動車税)

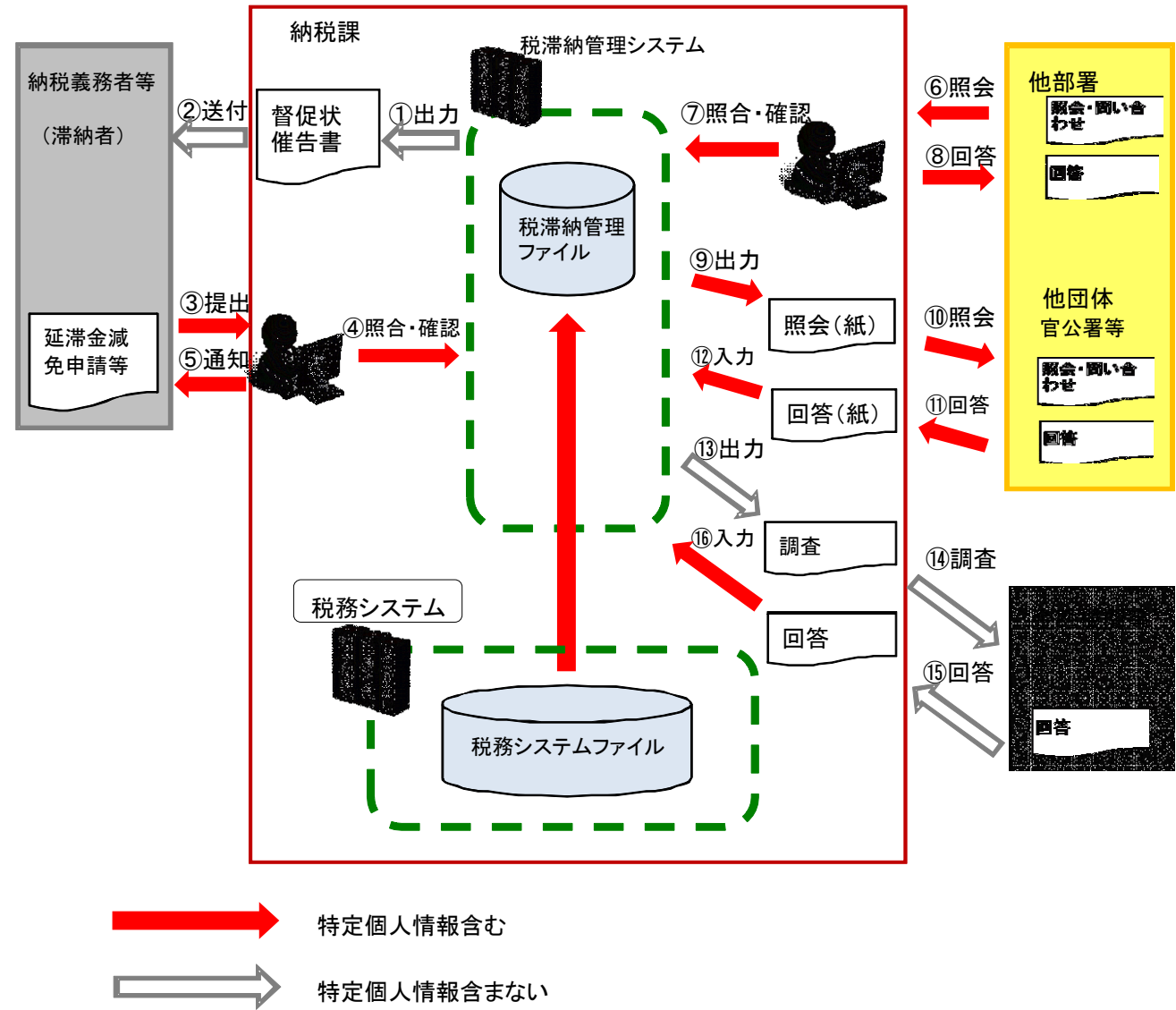


(備考)

- ① 課税申告・減免申請 (紙ベース)
- ② 受付分申告書・申請書送付 (紙ベース)
- ③ 所有者検索 (申告書等に記載してある所有者等の整理番号を検索)
- ④ 課税情報入力 (標識番号等の車両情報・所有者等の整理番号を入力)
- ⑤ 管内軽自動車車検情報 (登録・異動・廃車) の入手
- ⑥ 障害減免申請時に当該申請者の障害等級及び自動車税減免情報を検索
- ⑦ 減免決定後に軽自動車税(種別割)減免情報を提供
- ⑧ 納税通知書作成に必要な課税データを委託業者に提供 (媒体ベース)
- ⑨ 納税義務者宛に納税通知書等を普通郵便で送付

(別添1) 事務の内容

(2) 税滞納管理ファイル(納税課 徴収事務)



(備考)

- 納税義務者等へ送付する督促状・催告書(紙)を出力する
- 納税義務者等へ督促状・催告書(紙)を送付する
- 納税義務者等から延滞金減免申請等(紙)が提出される
- 申請者・内容等について本市保有情報と照合・確認する
- 納税義務者等へ減免等の決定等(紙)を通知する
- 他部署、他団体・官公署等から税情報について照会を受ける
- 照会内容について本市保有情報と照合・確認する
- 他部署、他団体・官公署等へ回答(紙)する
- 他部署、他団体・官公署等に対しての照会書類を出力する
- 他部署、他団体・官公署等へ照会を依頼する
- 他部署、他団体・官公署等から回答が提出される
- 回答内容を確認・照合し入力する
- 金融機関等に対しての調査内容を出力する
- 金融機関等に対し調査を依頼する
- 金融機関等から回答が提出される
- 回答内容を確認・照合し入力する

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供先21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第63項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先22	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第65項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先23	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第66項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先24	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第69項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先25	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第73項
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先26	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第75項
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第76項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第七十八条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先28	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第81項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先29	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第83項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第84項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先31	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第86項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先32	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第87項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先33	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第88項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先34	都道府県知事又は市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第89項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先35	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第90項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先36	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第91項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先37	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第92項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先38	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第96項
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先39	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第98項
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第106項
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先41	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第108項
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先42	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第115項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第124項
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第二百二十六条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先44	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第125項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百七十七条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先45	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第129項
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第130項
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先47	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第132項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて第百三十四条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第137項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて第百三十九条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第138項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先50	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第140項
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先51	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第141項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先52	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第142項
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先53	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第144項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先54	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第151項
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先55	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第152項
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先56	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第155項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先57	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第156項	
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先58	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第158項	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	

提供先59	教育総務課
①法令上の根拠	番号法第19条第11号
②提供先における用途	就学援助費における認定事務の審査資料
③提供する情報	総所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 端末検索、庁内LAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	年9回程度（7～3月）、随時（端末検索）
提供先60	金沢税務署
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法317条、国税通則法74条の12
②提供先における用途	市町村による所得の計算の通知、国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧
③提供する情報	市町村による所得の計算情報、国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 国税連携ネットワーク、端末検索 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙 ☐
⑦時期・頻度	随時（端末検索）

提供先61	金沢国税局
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、国税通則法74条の12
②提供先における用途	国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧
③提供する情報	国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	随時(端末検索)
提供先62	石川県税事務所
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第46条第4項、20条の11
②提供先における用途	市・県民税の賦課徴収に関する資料の閲覧又は記録
③提供する情報	市・県民税の賦課徴収に関する資料
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	随時(端末検索)

提供先63	石川県税事務所
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	年1回(3月)
提供先64	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収税額の通知、転出等により年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合の通知
③提供する情報	年金特別徴収税額、年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった者の情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収対象年金所得者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (eLTAX ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月)、年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合の通知(随時)

提供先65	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	本市で住登外課税を行った際に、地方税法294条第3項に基づき住民基本台帳に記録されている住所地の市町村へ通知し、二重課税を防止する。
③提供する情報	カナ氏名、漢字氏名、生年月日、勤務先、1月1日現在の住所、住民基本台帳に記録されている住所
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ eLTAX ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	3、4、5月及び随時
提供先66	納税義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	①納税通知書 ②税額の決定・変更通知書
③提供する情報	住所、漢字氏名、収入・所得情報、控除額情報、税額情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ eLTAX ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	4月～6月及び随時

提供先67	個人市・県民税・森林環境税の特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)
③提供する情報	住所、漢字氏名、税額情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	6月及び随時
提供先68	総務大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第147項
②提供先における用途	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先69	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第160項
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先70	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第161項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先71	地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第163項
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報（地方税関係情報）
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先72	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第164項
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報（地方税関係情報）
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先73	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第165項
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先74	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第166項
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先75	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第167項
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先76	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第168項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先77	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第169項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先78	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第170項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	

提供先79	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第171項
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先80	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第172項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先81	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第173項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先82	法務大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第55の2項
②提供先における用途	出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先83	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第172の2項
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条の二で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先84	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第172の3項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)交付要綱に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条の三で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

移転先21	健康政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	健康診査事務 ・健康診査の対象者把握のため
③移転する情報	宛名番号、生年月日、徴収区分、徴収区分組み合わせ、未登録者区分、市民税均等割額、所得金額
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	がん検診等受診資格対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (端末検索、庁内LAN)
⑦時期・頻度	年2回

移転先22	健康政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	高齢者定期予防接種業務の個人負担金免除対象者を把握するため。
③移転する情報	市民税額、公的年金収入、合計所得金額
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 端末検索、庁内LAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	年3、4回
移転先23	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	介護保険料の賦課や保険給付の支給に利用するため。
③移転する情報	世帯番号、異動日、賦課年度、徴収区分、扶養判定所得、市民税額、公的年金収入、本人該当情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 端末検索、庁内LAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	月1回

移転先24	こども相談センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童福祉施設等入所等に係る徴収負担金の認定のため。
③移転する情報	市民税額、所得金額、所得控除金額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び扶養義務者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 (端末検索 [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先25	住宅政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	市営住宅(改良住宅を含む)の家賃の決定、入居者の決定、家賃又は金銭を減免する決定、敷金を減免する決定、家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定、市営住宅(改良住宅を除く)の同居の承認、承継の承認の事務のため。
③移転する情報	所得金額、扶養親族情報、本人該当情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び同居者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 (端末検索、庁内LAN [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	年3回、随時(端末検索)

移転先26	住宅政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	特定公共賃貸住宅の入居申込者について、収入要件等の申込資格の確認のため。
③移転する情報	所得金額、扶養親族情報、本人該当情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び同居者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 （ 端末検索、庁内LAN [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	年3回、随時（端末検索）
移転先27	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民年金保険料各種免除申請受理及び審査、国民年金保険料若年者納付猶予申請受理及び審査、国民年金保険料学生納付特例申請受理及び審査、年金生活者支援給付金の支給審査のため。
③移転する情報	所得金額、所得控除金額、扶養親族情報、本人該当情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 （ 端末検索、庁内LAN [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	年1回、随時

移転先28	地域保健課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	小児慢性特定疾病医療の支給における自己負担限度額の決定のため。
③移転する情報	市民税額、公的年金収入、給与所得、合計所得金額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	給付対象者と同一医療保険内の被保険者、保護者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 端末検索 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ）
⑦時期・頻度	随時（申請時）

移転先29	地域保健課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	養育医療（未熟児養育医療）の給付における徴収基準月額の決定のため。
③移転する情報	市民税額、所得金額、所得控除金額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	給付対象者と同一生計の扶養義務者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 端末検索 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ）
⑦時期・頻度	随時（申請時）

移転先30	地域保健課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療費の自己負担額の認定のため。
③移転する情報	市民税額
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者、配偶者及び扶養義務者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	随時
移転先31	地域保健課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	自立支援医療(育成医療)の支給における月額自己負担上限額の決定のため。
③移転する情報	合計所得金額、給与所得、公的年金収入、市民税額
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	給付対象者と同一医療保険内の被保険者、保護者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	随時(申請時)

移転先32	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童扶養手当の支給に関する事務で、受給資格認定の申請時及び現況届時に所得の状況を確認。また、その後の所得更正を把握。
③移転する情報	所得金額、所得控除金額、扶養親族情報、本人該当情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (端末検索、庁内LAN [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先33	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童手当の支給に関する事務で、受給資格者から認定請求書及び現況届提出時、所得の確認。また、所得更正の把握。
③移転する情報	所得金額、所得控除金額、扶養親族情報、本人該当情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び配偶者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (端末検索、庁内LAN [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	月1回、随時

移転先34	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	助産施設入所、母子生活支援施設入所申請時等の資格判定及び徴収金の判定
③移転する情報	市民税額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び同居者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 端末検索 ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先35	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	ひとり親家庭の母（父）が看護師等の養成機関で学ぶ場合に支給する高等職業訓練促進給付金受給資格の審査のため。
③移転する情報	総所得金額、所得控除金額、扶養親族数、市民税額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 端末検索 ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先36	福祉政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	住民税均等割非課税世帯物価高騰支援給付金を支給するため。
③移転する情報	市民税額、扶養関係情報、専従関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 （ 庁内LAN、端末検索 [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先37	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	傷病等の理由やひとり親家庭となって間がないなど、一時的に生活に支障がある場合の、ホームヘルパー派遣による生活援助、子供の一時預かりなど子育て支援について、利用者の本人負担額を算定するため。
③移転する情報	総所得金額、所得控除金額、扶養親族数、本人該当情報、市・県民税額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 （ 端末検索 [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	随時

移転先38	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付について、資格の判定のため、申請者の所得を調査するため。
③移転する情報	申請者及び連帯保証人の所得額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び連帯保証人
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 端末検索 ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先39	健康政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	ひとり親家庭等医療費助成について受給資格の認定及び医療費の助成のため。
③移転する情報	所得金額、所得控除金額、扶養親族情報、本人該当情報、市・県民税額、徴収区分
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 庁内LAN、端末検索 ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先40	健康政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	心身障害者医療費助成に係る受給資格の管理及び医療費の助成のため。
③移転する情報	所得金額、所得控除金額、扶養親族情報、本人該当情報、市・県民税額、徴収区分
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（庁内LAN、端末検索 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先41	健康政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	子育て支援医療費助成について医療費の助成のための高額医療費の確認のため。
③移転する情報	所得金額、所得控除金額、扶養親族情報、本人該当情報、市・県民税額、徴収区分
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（庁内LAN、端末検索 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先42	生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務のため。
③移転する情報	市・県民税額、徴収区分、各収入金額、所得金額、扶養親族情報、本人該当情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 庁内LAN、端末検索 ）
⑦時期・頻度	随時

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)課税資料イメージ管理 ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1:特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施 期間において、個人情報に 関する重大事故が発生した か その内容 再発防止策の内容	発生あり 帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託 業務において、業務受託者作業員がシステム により印刷した帳票を、無断で部外に持ち出 したもの。 システム運用支援委託業務において、帳票印 刷作業を行う場合は、必ず職員による監視下 で実施する等の対応を行った。	発生なし	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	(別添1)事務の内容	⑤納税義務者からの交付申請により納税証 明書等を発行	⑤-1納税義務者からの交付申請により納税 証明書等を発行 ⑤-2納税義務者からの交付申請によりコンビ ニ交付サービスを利用して納税証明書等を発 行	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出(重要な変更項目で はない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 医療保険課 ⑤移転する情報の対象とな る本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯 員	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出(重要な変更項目で はない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 医療保険課 ⑤移転する情報の対象とな る本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯 員	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出(重要な変更項目で はない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 医療保険課 ⑤移転する情報の対象とな る本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯 員	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出(重要な変更項目で はない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。)	移転先4、7、13、14、15、18、19、20、22、23、 24、25、27、28、32、33、34、35、36、37、39、 41、42、43、44、46、47、50、54、57、67、69	移転先4、7、13、14、15、18、19、20、22、23、 24、25、27、28、32、33、34、35、36、37、39、 41、42、43、44、46、47、50、54、57、67、69を 削除	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出(重要な変更項目で はない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 医療保険課 ⑤移転する情報の対象とな る本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯 員	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出(重要な変更項目で はない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 医療保険課 ⑤移転する情報の対象とな る本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯 員	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出(重要な変更項目で はない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 障害福祉課 ③移転する情報	利用者及び配偶者又は保護者等(住基上の 世帯員(児童の場合))に係る氏名、住所、生 年月日、続柄、市民税額、所得割額等	市民税額	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出(重要な変更項目で はない)

令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 障害福祉課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者 ※大人の場合は配偶者、児童の場合は住基上の世帯員についても確認。	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 障害福祉課 ③移転する情報	利用者及び配偶者又は保護者等(住基上の世帯員(児童の場合))に係る氏名、住所、生年月日、続柄、市民税額、所得割額等	市民税額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 障害福祉課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者 ※大人の場合は配偶者、児童の場合は住基上の世帯員についても確認。	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 障害福祉課 ③移転する情報	利用者及び配偶者又は保護者等(住基上の世帯員(児童の場合))に係る氏名、住所、生年月日、続柄、市民税額、所得割額等	市民税額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 障害福祉課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者 ※住基上の世帯員についても確認。	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 障害福祉課 ③移転する情報	利用者及び配偶者又は保護者等(住基上の世帯員(児童の場合))に係る氏名、住所、生年月日、続柄、市民税額、所得割額等	市民税額、合計所得金額、公的年金収入	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 障害福祉課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者 ※大人の場合は配偶者、児童の場合は住基上の世帯員についても確認。	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 障害福祉課 ③移転する情報	利用者及び配偶者又は保護者等(住基上の世帯員(児童の場合))に係る氏名、住所、生年月日、続柄、市民税額、所得割額等	市民税額、合計所得金額、扶養親族情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 障害福祉課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者 ※大人の場合は配偶者、児童の場合は住基上の世帯員についても確認。	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供の移転の有無	移転を行っている(70件)	移転を行っている(40件)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13(旧21) 障害福祉課 ③移転する情報	利用者及び住基上の世帯員に係る氏名、住所、生年月日、続柄、所得額、市民税所得割額等	所得金額、合計所得金額、公的年金収入、市民税額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)

令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先21 障害福祉課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者 ※住基上の世帯員についても確認。	②の事務の対象者及び対象者と同一医療保険内の被保険者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先		移転先39、40を追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先26 保育幼稚園課 ②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子どものための教育・保育給付に係る認定及び利用者負担額(保育料等)の決定、子どものための施設等利用給付に係る認定のため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先26(新14) 保育幼稚園課 ③移転する情報	保育所入所児童の世帯の状況(所得、課税の状況)	市民税額、所得金額、所得控除内訳、税額控除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先26(新14) 保育幼稚園課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先29(新15) 保育幼稚園課 ②移転先における用途	保育料階層認定のため。	私立幼稚園(特定教育・保育施設を除く)に通園する満3歳～5歳児の副食費の一部を支給するため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先29(新15) 保育幼稚園課 ③移転する情報	市民税額(均等割・所得割)、所得金額、所得控除額内訳、扶養人数	市民税額、所得金額、所得控除内訳、税額控除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先29(新15) 保育幼稚園課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先30(新16) 福祉政策課 ③移転する情報	市民税均等割の額及び市民税所得割の額	市・県民税額、収入、所得控除金額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先30(新16) 福祉政策課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び扶養義務者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先31(新17) 介護保険課 ③移転する情報	市民税額及び市民税所得割の額	市民税額、所得税額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)

令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先31(新17) 介護保険課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先38 生活支援課 ②移転先における用途	生活保護等の相談者の収入状況調査	生活保護の相談者の収入状況調査及び保護の決定、被保護者の収入認定のため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先38(新18) 生活支援課 ③移転する情報	市民税課税状況	徴収区分、各収入金額、所得金額、扶養親族情報、本人該当情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先38(新18) 生活支援課 ⑥移転方法	[○]その他(端末検索)	[○]その他(端末検索、庁内LAN)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先40(新19) 生活支援課 ③移転する情報	市民税課税状況	徴収区分、各収入金額、所得金額、扶養親族情報、本人該当情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先45(新20) 健康政策課 ②移転先における用途	自立支援医療費(更生医療)事務・受給資格要件(所得区分)の把握	自立支援医療費(更生医療)の支給における支給認定及び自己負担上限月額の判定のため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先45(新20) 健康政策課 ③移転する情報	年度、宛名番号、氏名、住所、生年月日、徴収区分、所得金額、所得控除金額、扶養親族情報、本人該当情報、市・県民税額	合計所得金額、公的年金収入、給与所得、扶養親族情報、市民税額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先45(新20) 健康政策課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	医療費助成受給者、受給者と同一健康保険加入者	②の事務の対象者及び対象者と同一医療保険の被保険者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先49(新22) 健康政策課 ②移転先における用途	高齢者インフルエンザ予防接種業務・個人負担金免除対象者把握のため	高齢者定期予防接種業務の個人負担金免除対象者を把握するため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先49(新22) 健康政策課 ③移転する情報	市民税課税・非課税、課税年金収入額、合計所得金額	市民税額、公的年金収入、合計所得金額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先51(新23) 介護保険課 ③移転する情報	個人番号、世帯番号、異動日、賦課年度、徴収区分、扶養判定所得、年税所得割(市・県)、公的年金収入額、老年者、寡婦、寡夫	世帯番号、異動日、賦課年度、徴収区分、扶養判定所得、市民税額、公的年金収入、本人該当情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)

令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先51(新23) 介護保険課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	65歳以上の方及び40歳以上65歳未満で特定疾病を患っている方	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先51(新23) 介護保険課 ⑦時期・頻度	4月、6月の繁忙期に各1回のほか、各月1回以上	月1回	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先52(新24) 福祉局こども総合相談センター	福祉局こども総合相談センター	こども相談センター	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先52(新24) 福祉局こども総合相談センター ②移転先における用途	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉施設等入所等に係る徴収負担金の認定のため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先52(新24) 福祉局こども総合相談センター ③移転する情報	児童の扶養義務者(ただし、世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者に限る)についての市町村民税の課税状況(当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合は前年度の市町村民税額)、同一世帯に属する者の所得税額、保育所入所児童の世帯の状況(所得、課税の状況)、扶養義務者と同一世帯に属する者の市町村民税の課税状況、妊産婦の属する世帯の市町村民税の課税状況、里親希望者の同一世帯に属する者の所得税額、給付決定保護者と同一世帯に属する者市町村民税の課税状況	市民税額、所得金額、所得控除金額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先52(新24) 福祉局こども総合相談センター ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び扶養義務者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先53(新25) 市営住宅課	市営住宅課	住宅政策課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先53(新25) 市営住宅課 ②移転先における用途	公営住宅の家賃の決定、入居者の決定、家賃又は金銭を減免する決定、敷金を減免する決定、同居の承認、承継の承認、明渡しの請求の決定、他の住宅をあっせんする事務、収入申告の事務、高額所得者から金銭を徴収する事務、明け渡し期限を延長する事務、事業主体の定める条例に規定する事務	市営住宅(改良住宅を含む)の家賃の決定、入居者の決定、家賃又は金銭を減免する決定、敷金を減免する決定、家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定、市営住宅(改良住宅を除く)の同居の承認、承継の承認の事務のため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先53(新25) 市営住宅課 ③移転する情報	入居者及び同居者の以下の情報 ・個人番号 ・宛名番号 ・年度 ・所得区分 ・所得金額 ・扶養親族関係(所得金額、扶養人数) ・家族構成(寡婦(夫)、障害の有無)	所得金額、扶養親族情報、本人該当情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先53(新25) 市営住宅課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び同居者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)

令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先54 市営住宅課		削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先55(新26) 市営住宅課	市営住宅課	住宅政策課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先55(新26) 市営住宅課 ②移転先における用途	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査、賃貸借契約解除についての事務	特定公共賃貸住宅の入居申込者について、収入要件等の申込資格の確認のため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先55(新26) 市営住宅課 ③移転する情報	入居者及び同居者の以下の情報 ・個人番号 ・宛名番号 ・年度 ・所得区分 ・所得金額 ・扶養親族関係(所得金額、扶養人数) ・家族構成(寡婦(夫)、障害の有無)	所得金額、扶養親族情報、本人該当情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先55(新26) 市営住宅課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び同居者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先56(新27) 市民課 ②移転先における用途	福祉年金及び障害基礎年金等受給権者所得更正処理及び受給者連名簿作成、国民年金保険料全額免除申請受理及び審査、国民年金保険料各種免除申請受理及び審査、国民年金保険料若年者納付猶予申請受理及び審査、国民年金保険料若年者納付猶予申請受理及び審査、国民年金保険料学生納付特例申請受理及び審査	国民年金保険料各種免除申請受理及び審査、国民年金保険料若年者納付猶予申請受理及び審査、国民年金保険料学生納付特例申請受理及び審査、年金生活者支援給付金の支給審査のため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先56(新27) 市民課 ③移転する情報	公的年金所得、給与所得、営業所得、農業所得、他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、投信配当所得、雑所得、超短土地所得、土地等所得、山林所得一特後、譲渡一時所得、分短一般一特前、分短軽減一特前、分長一般一特前、分長軽減一特前、分長特定一特前、分長軽減一特前、商品先物所得、扶養親族情報各項目、本人該当情報各項目、土地等 所得、繰越損失、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除・障害者(特別障害者を除く)である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数、特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数、寡婦又は寡夫、ひとり親、勤労学生、地方税法附則第6条第4項に係る所得額、本人障害・寡婦、配偶者特別控除	所得金額、所得控除金額、扶養親族情報、本人該当情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先57 市民課		削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先58 地域保健課 ②移転先における用途	小児慢性特定疾患医療費助成の自己負担限度額の決定	小児慢性特定疾病医療の支給における自己負担限度額の決定のため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)

令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先58 地域保健課 ③移転する情報	所得税額、市町村民税額(均等割額及び所得割額)	市民税額、公的年金収入、給与所得、合計所得金額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先58(新28) 地域保健課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生計中心者(平成27年1月以降は、法改正により給付対象者と同一医療保険加入者全員)	給付対象者と同一医療保険内の被保険者、保護者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先59(新29) 地域保健課 ③移転する情報	所得税額、市民税額	市民税額、所得金額、所得控除金額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先60(新30) 地域保健課 ③移転する情報	所得税額	市民税額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先60(新30) 地域保健課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入院勧告又は措置により入院した患者、その配偶者、当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者(民法第877条第1項に定める扶養義務者)	②の事務の対象者、配偶者及び扶養義務者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先60(新30) 地域保健課 ⑦時期・頻度	随時(入院勧告後申請時1回。ただし、6月1日をまたぐ勧告、措置による入院の場合は、再認定のため再度行う)年間約30回	随時	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先61(新31) 地域保健課 ③移転する情報	給与収入額、年金収入額、市町村民税額(均等割額及び所得割額)	合計所得金額、給与所得、公的年金収入、市民税額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先61(新31) 地域保健課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	給付対象者と同一医療保険内の被保険者 非課税の場合は、保護者全員	給付対象者と同一医療保険内の被保険者、保護者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先62(新32) 子育て支援課 ③移転する情報	申請者とその世帯員および同居の親族についての非課税所得以外の所得等、扶養親族人数、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、本人該当項目	所得金額、所得控除金額、扶養親族情報、本人該当情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先62(新32) 子育て支援課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)

令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先63(新33) 子育て支援課 ③移転する情報	受給資格者及び配偶者の前年(前々年)所得、控除の情報	所得金額、所得控除金額、扶養親族情報、本人該当情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先63(新33) 子育て支援課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び配偶者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先64(新34) 子育て支援課 ③移転する情報	入所申込者及び同居者の所得税額、市・県民税額	市民税額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先64(新34) 子育て支援課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び同居者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先65(新35) 子育て支援課 ②移転先における用途	ひとり親家庭の母(父)が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取るため、修業期間2年以上の養成機関で学ぶ場合に支給する給付金受給資格の有無を調査する。	ひとり親家庭の母(父)が看護師等の養成機関で学ぶ場合に支給する高等職業訓練促進給付金受給資格の審査のため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先65(新35) 子育て支援課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先68 子育て支援課 ③移転する情報	総所得金額、所得控除額、扶養親族数、市・県民税額	総所得金額、所得控除金額、扶養親族数、本人該当情報、市・県民税額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先68(新37) 子育て支援課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者	②の事務の対象者及び対象者の属する世帯員	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先69 子育て支援課		削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)
令和5年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先		移転先39、40追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(重要な変更項目ではない)

令和6年12月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）別表第一の24の項より、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）別表第24の項より、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。	事前	
令和6年12月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	＜中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容＞ ・番号法別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する（番号連携システム、中間サーバー要件） ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する（番号連携システム、中間サーバー要件）	＜中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する（番号連携システム、中間サーバー要件） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する（番号連携システム、中間サーバー要件）	事前	
令和6年12月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム10 ②システムの機能	④情報提供機能 ・各業務で管理している別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う	④情報提供機能 ・各業務で管理している特定個人情報（連携対象）を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う	事前	
令和6年12月26日	I 基本情報 5. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第24の項 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法第9条第1項 別表第24の項 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
令和6年12月26日	I 基本情報 5. 個人番号の利用法令上の根拠	内閣府・総務省令 ・地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第16条第1項 ・地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする	事前	
令和6年12月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二のうち第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、9、11、13、18、25、32、34、37、38、39、40、41、42、47、48、49、51、53、54、56、62、67、68、73、75、76、78、79、80、81、82、83、84、89、90、97、104、108、114、116、121、122、124、130、134、135、137、140、141、142、147、148、149、151、152、155、157の項	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事前	
令和6年12月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第38の項	2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項	事前	

令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署（市民課、生活支援課、医療保険課、介護保険課）	評価実施機関内の他部署（市民課、生活支援課、保険年金課、介護保険課）	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	③個人市・県民税の算出	③個人市・県民税・森林環境税額の算出	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	3. 個人市・県民税額の算出	3. 個人市・県民税・森林環境税額の算出	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	当該年度ごとの個人市・県民税納税義務者、固定資産税・都市計画税納税義務者、軽自動車税納税義務者	当該年度ごとの個人市・県民税・森林環境税納税義務者、固定資産税・都市計画税納税義務者、軽自動車税納税義務者	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(71)件 移転を行っている(40)件	提供を行っている(81)件 移転を行っている(43)件	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1(新:提供先1)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第1項 ②提供先における用途 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1項 ②提供先における用途 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって第三条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2(新:提供先2)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第2項 ②提供先における用途 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第2項 ②提供先における用途 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3(新:提供先3)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第3項 ②提供先における用途 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3項 ②提供先における用途 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新:提供先4		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4(新:提供先5)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第4項 ②提供先における用途 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第5項 ②提供先における用途 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	

令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5(新:提供先6)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第6項 ②提供先における用途 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第7項 ②提供先における用途 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6(新:提供先7)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第9項 ②提供先における用途 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第11項 ②提供先における用途 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7(新:提供先8)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第11項 ②提供先における用途 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第13項 ②提供先における用途 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8(新:提供先9)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第13項 ②提供先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第15項 ②提供先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9(新:提供先10)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第18項 ②提供先における用途 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第20項 ②提供先における用途 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10(新:提供先11)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第25項 ②提供先における用途 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第28項 ②提供先における用途 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68(新:提供先12)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第32項 ②提供先における用途 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第37項 ②提供先における用途 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11(新:提供先13)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第34項 ②提供先における用途 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第39項 ②提供先における用途 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	

令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先12(新:提供先14)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第37項 ②提供先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第42項 ②提供先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13(新:提供先15)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第38項 ②提供先における用途 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第48項 ②提供先における用途 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14(新:提供先16)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第39項 ②提供先における用途 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第49項 ②提供先における用途 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15		削除	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16(新:提供先17)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第42項 ②提供先における用途 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第53項 ②提供先における用途 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第五十五条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17(新:提供先18)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第47項 ②提供先における用途 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第57項 ②提供先における用途 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18(新:提供先19)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第48項 ②提供先における用途 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第58項 ②提供先における用途 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19(新:提供先20)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第49項 ②提供先における用途 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第59項 ②提供先における用途 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67(新:提供先21)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第51項 ②提供先における用途 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第63項 ②提供先における用途 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20(新:提供先22)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第53項 ②提供先における用途 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第65項 ②提供先における用途 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	

令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21(新:提供先23)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第54項 ②提供先における用途 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第66項 ②提供先における用途 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22(新:提供先24)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第56項 ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第69項 ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23(新:提供先25)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第62項 ②提供先における用途 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第73項 ②提供先における用途 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先69(新:提供先26)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第67項 ②提供先における用途 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第75項 ②提供先における用途 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24(新:提供先27)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第68項 ②提供先における用途 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第76項 ②提供先における用途 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第七十八条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25(新:提供先28)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第73項 ②提供先における用途 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第81項 ②提供先における用途 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26(新:提供先29)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第75項 ②提供先における用途 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第83項 ②提供先における用途 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先27(新:提供先30)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第76項 ②提供先における用途 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第84項 ②提供先における用途 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先28(新:提供先31)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第78項 ②提供先における用途 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第86項 ②提供先における用途 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	

令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先29(新:提供先32)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第79項 ②提供先における用途 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第87項 ②提供先における用途 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先30(新:提供先33)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第80項 ②提供先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第88項 ②提供先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先31(新:提供先34)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第81項 ②提供先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第89項 ②提供先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先32(新:提供先35)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第82項 ②提供先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第90項 ②提供先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先33(新:提供先36)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第83項 ②提供先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第91項 ②提供先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先34(新:提供先37)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第84項 ②提供先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第92項 ②提供先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先35(新:提供先38)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第89項 ②提供先における用途 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第96項 ②提供先における用途 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先36(新:提供先39)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第90項 ②提供先における用途 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第98項 ②提供先における用途 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先37(新:提供先40)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第97項 ②提供先における用途 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第106項 ②提供先における用途 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	

令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新: 提供先41		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先38(新: 提供先42)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第104項 ②提供先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第115項 ②提供先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先39		削除	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先40(新: 提供先43)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第114項 ②提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第124項 ②提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先41(新: 提供先44)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第116項 ②提供先における用途 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第125項 ②提供先における用途 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先42(新: 提供先45)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第121項 ②提供先における用途 平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第129項 ②提供先における用途 平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先43(新: 提供先46)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第122項 ②提供先における用途 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第130項 ②提供先における用途 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先44(新: 提供先47)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第124項 ②提供先における用途 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第132項 ②提供先における用途 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先45(新: 提供先48)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第130項 ②提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第137項 ②提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	

令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先46(新:提供先49)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第134項 ②提供先における用途 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第138項 ②提供先における用途 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先47		削除	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先48(新:提供先50)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第137項 ②提供先における用途 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第140項 ②提供先における用途 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先49(新:提供先51)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第140項 ②提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第141項 ②提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先50(新:提供先52)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第141項 ②提供先における用途 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第142項 ②提供先における用途 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先51(新:提供先53)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第142項 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第144項 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先52(新:提供先54)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第147項 ②提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第151項 ②提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先53(新:提供先55)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第148項 ②提供先における用途 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第152項 ②提供先における用途 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先54		削除	事前	

令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先55(新:提供先56)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第151項 ②提供先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第155項 ②提供先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先56(新:提供先57)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第152項 ②提供先における用途 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第156項 ②提供先における用途 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57(新:提供先58)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第155項 ②提供先における用途 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第158項 ②提供先における用途 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先65(新:提供先66) ⑥提供方法	紙	紙 その他(eLTAX)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先66(新:提供先67)	個人市・県民税の特別徴収義務者	個人市・県民税・森林環境税の特別徴収義務者	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先70		削除	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新:提供先68		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先71(新:提供先69)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第157項 ②提供先における用途 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第160項 ②提供先における用途 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの ③提供する情報 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4欄に掲げる利用特定個人情報(地方税関係情報)	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新:提供先70		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新:提供先71		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新:提供先72		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新:提供先73		追加	事前	

令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新: 提供先74		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新: 提供先75		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新: 提供先76		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新: 提供先77		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新: 提供先78		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新: 提供先79		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新: 提供先80		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 新: 提供先81		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	医療保険課	保険年金課	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	医療保険課	保険年金課	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	医療保険課	保険年金課	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	医療保険課	保険年金課	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	医療保険課	保険年金課	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18	③移転する情報 徴収区分、各収入金額、所得金額、扶養親族情報、本人該当情報	③移転する情報 市・県民税額、徴収区分、各収入金額、所得金額、扶養親族情報、本人該当情報	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19	③移転する情報 徴収区分、各収入金額、所得金額、扶養親族情報、本人該当情報	③移転する情報 市・県民税額、徴収区分、各収入金額、所得金額、扶養親族情報、本人該当情報	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先27	市民課	保険年金課	事前	

令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先40	移転先40 子育て支援課 ②移転先における用途 子育て世帯生活支援特別給付金の支給のため。	移転先40 福祉政策課 ②移転先における用途 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給のため。	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先41		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先42		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先43		追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税滞納管理ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署 (市民課、生活支援課、医療保険課、介護保険課)	評価実施機関内の他部署 (市民課、生活支援課、保険年金課、介護保険課)	事前	
令和6年12月26日	5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	医療保険課	保険年金課	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税資料イメージ管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	医療保険課	保険年金課	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税資料イメージ管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	医療保険課	保険年金課	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(税務) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	番号法別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ (税務) 6 ①保管場所	①庁内では、生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内(施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている。)のサーバーに保管し、6年経過したものは磁気テープに書き出して保存している	①庁内では、生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内(施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている。)のサーバーに保管し、6年経過したものは記録媒体に書き出して保存している	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ (税務) 6 ③消去方法	①税務システムの磁気テープは、本市の規定により細断又は焼却の方法により廃棄する	①税務システムの記録媒体は、本市の規定により細断又は焼却などの方法により廃棄する	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ 3 特定個人情報の使用と記録	税務システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログ(日時、操作者名、対象者名、操作内容等)の記録を行う。操作者は個人まで特定できる。操作ログは磁気テープに7年間保管している。また、記録は月1回以上システム管理者が点検を行い、不正なアクセスがないことを確認する。	税務システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログ(日時、操作者名、対象者名、操作内容等)の記録を行う。操作者は個人まで特定できる。操作ログは記録媒体に7年間保管している。また、記録は月1回以上システム管理者が点検を行い、不正なアクセスがないことを確認する。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ 4 個人情報ファイルの取扱いの記録	・庁内では、税務システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行い、操作者は個人まで特定できる。また、委託先から申請をもらい、随時システム管理者が記録と比較して点検を行い、不正なアクセスがないことを確認する。操作ログは磁気テープに7年間保管している。	・庁内では、税務システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行い、操作者は個人まで特定できる。また、委託先から申請をもらい、随時システム管理者が記録と比較して点検を行い、不正なアクセスがないことを確認する。操作ログは記録媒体に7年間保管している。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ 7 消去手順	1. 税務システムファイルの磁気テープ ①システム管理者が規定に基づき廃棄する磁気テープを抽出する ②抽出リストを複数確認のうえ、廃棄(裁断又は焼却)する ③廃棄の際は廃棄履歴を作成し、5年間保存する	1. 税務システムファイル ①システム管理者が規定に基づき廃棄する記録媒体を抽出する ②抽出リストを複数確認のうえ、廃棄する ③廃棄の際は廃棄履歴を作成し、5年間保存する	事前	

令和6年12月26日	Ⅲ（2） 3 特定個人情報の使用と記録	税滞納管理システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定できる。操作ログは磁気テープに7年間保管している。また、記録は月1回以上システム管理者が点検を行い、不正なアクセスがないことを確認する。	税滞納管理システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定できる。操作ログは記録媒体に7年間保管している。また、記録は月1回以上システム管理者が点検を行い、不正なアクセスがないことを確認する。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ（2） 4 個人情報ファイルの取扱いの記録	・市税滞納管理システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行い、操作者は個人まで特定できる。また、委託先から申請をもらい、随時システム管理者が記録と比較して点検を行い、不正なアクセスがないことを確認する。操作ログは磁気テープに7年間保管している。	・市税滞納管理システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行い、操作者は個人まで特定できる。また、委託先から申請をもらい、随時システム管理者が記録と比較して点検を行い、不正なアクセスがないことを確認する。操作ログは記録媒体に7年間保管している。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ（3） 3 特定個人情報の使用と記録	課税資料イメージ管理システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログ（日時、操作者名、対象者名、操作内容等）の記録を行う。操作者は個人まで特定できる。操作ログは磁気テープに7年間保管している。	課税資料イメージ管理システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログ（日時、操作者名、対象者名、操作内容等）の記録を行う。操作者は個人まで特定できる。操作ログは記録媒体に7年間保管している。	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1） 4 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項1 ①委託内容	税務システムの開発、運用、保守等を行う。また、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末と、委託業者が管理するデータセンター（以下「委託データセンター」という。）内に設置された本市専用のサーバーとを接続し、税務システムファイルを管理すると共に、税務システム機能の本市への提供も行う。	税務システムの開発、運用、保守等を行う。また、税務システム（現行）においては、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末と、委託業者が管理するデータセンター（以下「委託データセンター」という。）内に設置された本市専用のサーバーとを接続し、税務システムファイルを管理すると共に、税務システム機能の本市への提供も行う。なお、税務システム（次期）においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ※本市においては、現在、新しい税務システムの導入を行っていることから、現在利用している税務システム固有の事項については「税務システム（現行）」、新しい税務システム固有の事項については「税務システム（次期）」と明記する。	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（2） 4 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項1 ①委託内容	税務システムの開発、運用、保守等を行う。また、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末と、委託業者が管理するデータセンター（以下「委託データセンター」という。）内に設置された本市専用のサーバーとを接続し、税務システムファイルを管理すると共に、税務システム機能の本市への提供も行う。	税滞納管理システムの開発、運用、保守等を行う。また、税滞納管理システム（現行）においては、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末と、委託業者が管理するデータセンター（以下「委託データセンター」という。）内に設置された本市専用のサーバーとを接続し、税滞納管理システムファイルを管理すると共に、税滞納管理システム機能の本市への提供も行う。なお、税滞納管理システム（次期）においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ※本市においては、現在、新しい税滞納管理システムの導入を行っていることから、現在利用している税滞納管理システム固有の事項については「税滞納管理システム（現行）」、新しい税滞納管理システム固有の事項については「税滞納管理システム（次期）」と明記する。	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（3） 4 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項1 ①委託内容	総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、本市に設置する端末と、委託業者が管理するデータセンター内に設置されたサーバーとを接続し、個人市・県民税申告書等紙資料をスキャニングによりイメージデータ化したものと、国税連携データとして受信した確定申告書等の電子データ等とを一元管理することで、個人市・県民税課税資料の帳票イメージの表示、電子データの保存等を行う業務。	課税資料イメージ管理システムASPサービスの開発、運用、保守等を行う。また、課税資料イメージ管理システムASPサービス（現行）においては、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、本市に設置する端末と、委託業者が管理するデータセンター（以下「委託データセンター」という。）内に設置された本市専用のサーバーとを接続し、当市の資料イメージデータ及び国税関係データを管理すると共に、表示・保存機能の提供も行う。なお、課税資料イメージ管理システムASPサービス（次期）においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ※本市においては、現在、新しい課税資料イメージ管理システムASPサービスの導入を行っていることから、現在利用している課税資料イメージ管理システムASPサービス固有の事項については「課税資料イメージ管理システムASPサービス（現行）」、新しい課税資料イメージ管理システムASPサービス固有の事項については「課税資料イメージ管理システムASPサービス（次期）」と明記する。	事前	

令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) (1) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの取扱の委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は、委託元に対してのみ特定個人情報の提供ができ、その旨を委託契約書に明記する ・税務システム開発及び運用保守等委託に関して、委託データーセンター内を除き委託先に特定個人情報を保管させない ・税務システム開発及び運用保守等委託に関して、本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステムで禁止している ・委託契約書に基づき提供前に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させる ・必要があれば、本市職員が現地調査する ・委託データーセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する	・委託先から他者への提供を認めない。 ・税務システム(現行)においては、委託データーセンター内を除き委託先に特定個人情報を保管させない。なお、税務システム(次期)においては、委託データーセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。 ・税務システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・税務システム(現行)に係る委託データーセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う。 ・税務システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) (1) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの取扱の委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・紙や外部媒体を用いて委託先に提供する場合、日付、データ内容を記録した受け渡しの確認印を押印してもらい、所管する所属長がそれを確認する。委託先から特定個人情報を受領する場合も同様とする。提供の記録は7年分保管される ・税務システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を庁内又は委託データーセンター内のどちらかに限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している ・税務システム開発及び運用保守等委託に関して、本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。 ・委託データーセンターにおいては、災害対策用バックアップに係る外部媒体の持ち出しのみを認めるものとし、持ち出した外部媒体は本庁で保管する。また、外部媒体は強制的に暗号化を行い、暗号を復号するための情報は、本市職員が管理する ・委託データーセンターにおいて、特定個人情報の閲覧等は禁止し、閲覧機能を有する端末機器等は設置しない	・税務システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市庁舎内又は委託データーセンター内のどちらかに限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、税務システム(次期)においては、委託データーセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。 ・税務システム(現行)に係る委託データーセンターにおいては、災害対策用バックアップのための外部媒体の持ち出しのみを認めるものとし、持ち出した外部媒体は本庁で保管する。また、外部媒体は強制的に暗号化を行い、暗号を復号するための情報は、本市職員が管理する。 ・税務システム(現行)に係る委託データーセンターにおいて、特定個人情報の閲覧等は禁止し、閲覧機能を有する端末機器等は設置しない。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) (1) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの取扱の委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	- 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定 ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する ・バックアップは保管期間を過ぎたら直ちに廃棄し、廃棄完了の報告を書面にて報告する ・必要があれば、本市職員が現地調査する ・委託データーセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定 ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する ・既存税務システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・既存税務システム(現行)に係る委託データーセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・税務システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) (1) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する ・特定個人情報の目的外利用を禁止する ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する ・特定個人情報の外部への持出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する ・作業期間の過ぎた特定個人情報及び保管期間が過ぎたバックアップを完全に消去又は廃棄する ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する ・必要があれば、本市職員が現地調査する ・委託データーセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する ・特定個人情報の目的外利用を禁止する ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する ・特定個人情報の外部への持ち出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する ・既存税務システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・既存税務システム(現行)に係る委託データーセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・税務システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする	事前	

令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) (1) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの 取扱の委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの 確保	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する ・委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・必要があれば、本市職員が現地調査する	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・既存税務システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・既存税務システム(現行)に係る委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・税務システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) (2) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの 取扱の委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に 関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	・委託先は、委託元に対してのみ特定個人情報の提供ができ、その旨を委託契約書に明記する ・税務システム開発及び運用保守等委託に関して、委託データセンター内を除き委託先に特定個人情報を保管させない ・税務システム開発及び運用保守等委託に関して、本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステムで禁止している ・委託契約書に基づき提供前に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させる ・必要があれば、本市職員が現地調査する ・委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する	・委託先から他者への提供を認めない。 ・税滞納管理システム(現行)においては、委託データセンター内を除き委託先に特定個人情報を保管させない。なお、税滞納管理システム(次期)においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。 ・税滞納管理システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・税滞納管理システム(現行)に係る委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う。 ・税滞納管理システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) (2) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの 取扱の委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	・紙や外部媒体を用いて委託先に提供する際、日付、データ内容を記録した受け渡しの確認印を押印してもらい、所管する所属長がそれを確認する。委託先から特定個人情報を受領する場合も同様とする。提供の記録は7年分保管される ・税務システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を庁内又は委託データセンター内のどちらかに限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している ・税務システム開発及び運用保守等委託に関して、本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。 ・委託データセンターにおいては、災害対策用バックアップに係る外部媒体の持ち出しのみを認めるものとし、持ち出した外部媒体は本庁で保管する。また、外部媒体は強制的に暗号化を行い、暗号を復号するための情報は、本市職員が管理する ・委託データセンターにおいて、特定個人情報の閲覧等は禁止し、閲覧機能を有する端末機器等は設置しない	・税滞納管理システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市庁舎内又は委託データセンター内のどちらかに限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、税滞納管理システム(次期)においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。 ・税滞納管理システム(現行)に係る委託データセンターにおいては、災害対策用バックアップのための外部媒体の持ち出しのみを認めるものとし、持ち出した外部媒体は本庁で保管する。また、外部媒体は強制的に暗号化を行い、暗号を復号するための情報は、本市職員が管理する。 ・税滞納管理システム(現行)に係る委託データセンターにおいて、特定個人情報の閲覧等は禁止し、閲覧機能を有する端末機器等は設置しない。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) (2) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの 取扱の委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守 の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定 ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する ・バックアップは保管期間を過ぎたら直ちに廃棄し、廃棄完了の報告を書面にて報告する ・必要があれば、本市職員が現地調査する ・委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定 ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する ・税滞納管理システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・税滞納管理システム(現行)に係る委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・税滞納管理システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	事前	

令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(2) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの 取扱の委託 委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 規定	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する ・特定個人情報の目的外利用を禁止する ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する ・特定個人情報の外部への持ち出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する ・作業期間の過ぎた特定個人情報及び保管期間が過ぎたバックアップを完全に消去又は廃棄する ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する ・必要があれば、本市職員が現地調査する ・委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する ・特定個人情報の目的外利用を禁止する ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する ・特定個人情報の外部への持ち出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する ・税滞納管理システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・税滞納管理システム(現行)に係る委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・税滞納管理システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(2) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの 取扱の委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの 確保	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する ・委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・必要があれば、本市職員が現地調査する	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・税滞納管理システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・税滞納管理システム(現行)に係る委託データセンターについては、本市職員が年に1回以上、現地調査を行う ・税滞納管理システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(3) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの 取扱の委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に 関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	・委託先は、委託元に対してのみ特定個人情報の提供ができ、その旨を委託契約書に明記する ・委託契約書に基づき提供前に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させる ・必要があれば、本市職員が現地調査する ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する	・委託先は、委託元に対してのみ特定個人情報の提供ができ、その旨を委託契約書に明記する ・委託契約書に基づき提供前に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させる ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)において必要があれば、本市職員が現地調査する ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(3) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの 取扱の委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	委託先へのデータ提供は、伝送用端末からLGWAN回線を経由して委託者設置サーバへ送信することになっている。	・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)においては、委託先へのデータ提供は、伝送用端末からLGWAN回線を経由して委託者設置サーバへ送信することになっている。 ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期)においては、委託先へのデータ提供は、伝送用端末から専用回線を経由してガバメントクラウド内委託者設置サーバへ送信することになっている。	事前	

令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(3) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの 取扱の委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵 守の確認方法	・保管期間の過ぎた特定個人情報、は、該当年度の情報を一括消去する ・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップも上記対応時に合わせて消去する ・消去完了後、結果報告を書面で行う(毎月報告している作業報告に明記する) ・必要があれば、本市職員が現地調査する	・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)においては次のとおりとする。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報は、該当年度の情報を一括消去する ・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップも上記対応時に合わせて消去する ・消去完了後、結果報告を書面で行う(毎月報告している作業報告に明記する) ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)において必要があれば、本市職員が現地調査する ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(3) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの 取扱の委託 委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 規定	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する ・特定個人情報の目的外利用を禁止する ・特定個人情報の複製及び外部へ持出しを禁止する ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する ・作業期間の過ぎた特定個人情報及び保管期間が過ぎたバックアップを完全に消去又は廃棄する ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する ・必要があれば、本市職員が現地調査する ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する ・特定個人情報の目的外利用を禁止する ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する ・特定個人情報の外部への持ち出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)において必要があれば、本市職員が現地調査する ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(3) 特手個人情報の提供ルール 4 特定個人情報ファイルの 取扱の委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの 確保	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する ・必要があれば、本市職員が現地調査する	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)において必要があれば、本市職員が現地調査する ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている	事前	

令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウド内に保管されている特定個人情報等の業務データの消去は、地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者にはアクセスが制限されているため、特定個人情報等の業務データを消去することはない。 ②ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際には、データの復元がなされないようガバメントクラウドを構成するクラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩リスク ⑤物理的対策		<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩リスク ⑥技術的対策		<ガバメントクラウドにおける措置> ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・既存住基システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼働状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク 消去手順		<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスで構成されており、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータが消去されるものとなっている。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲリスク対策(プロセス)(2) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩リスク ⑥技術的対策		<ガバメントクラウドにおける措置> ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・税滞納管理システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼働状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。	事前	

令和6年12月26日	Ⅲリスク対策(プロセス)(3) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩リスク ⑥技術的対策		<ガバメントクラウドにおける措置> ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・課税資料イメージ管理システムASPサービス機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの移動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。	事前	
令和6年12月26日	Ⅳリスク対策(その他) 1. 監査 ②監査		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	LGWAN-ASPの利用により、委託業者のデータセンターにデータを保管。データセンターは、個人認証システムによる入退室管理、記録媒体の持込禁止等万全のセキュリティ対策を講じている(8年度分保存)。	課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)においては、LGWAN-ASPの利用により、委託業者のデータセンターにデータを保管。データセンターは、個人認証システムによる入退室管理、記録媒体の持込禁止等万全のセキュリティ対策を講じている(8年度分保存)。	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行)においては、特定個人情報及びバックアップは、委託業者が削除対象年度の情報をバッチ処理及び手動設定で一括消去する。	特定個人情報及びバックアップは、委託業者が削除対象年度の情報をバッチ処理及び手動設定で一括消去する。	事前	
令和7年9月5日	共通	総務局税務課	総務局納税課	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	共通	総務局税務課、資産税課、市民税課	総務局市民税課、資産税課、納税課	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	共通	4情報	5情報	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅰ 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総務局税務課長、資産税課長、市民税課長	総務局市民税課長、資産税課長、納税課長	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	移転を行っている(43件)	移転を行っている(42件)	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先36、39、40、41、42	移転先36、39、40、41、42を削除	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		移転先36を追加	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		移転先39、40、41を追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年9月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先43(新:移転先42)	移転先43	移転先42	事後	重要な変更項目でないため

令和7年9月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	①中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する	①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される	②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない	①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する	②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない	③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している	③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他のテナントとの混在によるリスクを回避する	①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

令和7年9月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(1) 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑥技術的対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ＞ ① ② ③	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ＞ ① ② ③ ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情 報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業 者が保有・管理する環境に設置し、インター ネットとは切り離された閉域ネットワーク環境 に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される 特定個人情報は、中間サーバー・プラッ トフォームの事業者及びクラウドサービス事業 者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技 術を利用し、団体ごとに通信回線を分離する とともに、通信を暗号化することで安全性を確 保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際 は、中間サーバー・プラットフォームの事業者 において、移行するデータを暗号化した上で、 インターネットを経由しない専用回線を使用 し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化す ることでデータ移行を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスク を相当程度変動させるもので はないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(2) 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑤物理的対策	①中間サーバー・プラットフォームをデータ センターに構築し、設置場所への入退室者管 理、有人監視及び施錠管理をすることとして いる。また、設置場所はデータセンター内の専 用の領域とし、他のテナントとの混在によるリ スクを回避する	①中間サーバー・プラットフォームは、政府情 報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業 者が保有・管理する環境に設置し、設置場所 のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者 が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ 管理策が適切に実施されているほか、次を満 たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受 けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスク を相当程度変動させるもので はないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(2) 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑥技術的対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ＞ ① ② ③	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ＞ ① ② ③ ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情 報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業 者が保有・管理する環境に設置し、インター ネットとは切り離された閉域ネットワーク環境 に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される 特定個人情報は、中間サーバー・プラッ トフォームの事業者及びクラウドサービス事業 者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技 術を利用し、団体ごとに通信回線を分離する とともに、通信を暗号化することで安全性を確 保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際 は、中間サーバー・プラットフォームの事業者 において、移行するデータを暗号化した上で、 インターネットを経由しない専用回線を使用 し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化す ることでデータ移行を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスク を相当程度変動させるもので はないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措 置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラ ットフォームについて、定期的に監査を行うこと としている	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措 置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラッ トフォームについて、定期的に監査を行うこと としている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評 価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービ ス事業者は、定期的にISMAP監査機関リス トに登録された監査機関による監査を行うこと としている。	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスク を相当程度変動させるもので はないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策 ②監査	①中間サーバー・プラットフォームを活用する ことにより、統一した設備環境による高レベル のセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラ シの高い運用担当者によるセキュリティリスク の低減、及び技術力の高い運用担当者による 均一的で安定したシステム運用・監視を実現 する	①中間サーバー・プラットフォームを活用する ことにより、政府情報システムのためのセキュ リティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウド サービス事業者による高レベルのセキュリティ 管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用 担当者によるセキュリティリスクの低減、及び 技術力の高い運用担当者による均一的で安 定したシステム運用、監視を実現する。	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスク を相当程度変動させるもので はないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2348	金沢市総務局文書法制課文書法制係 920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2073	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	総務局税務課	総務局市民税課	事後	重要な変更項目でないため

令和8年9月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	〈個人市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)〉	〈個人市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税〉	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	市税滞納管理システム	住民税課税支援システム、市税滞納管理システム、介護保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、後期高齢支援システム、国民年金システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、就学事務システム	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③システムとの接続	個人市・県民税に係るシステム ①確定申告書、給与支払報告書等の課税資料をイメージ管理する ②課税資料の取込みはスキャン・データ連携により行う	個人市・県民税に係るシステム ①確定申告書、給与支払報告書等の課税資料をイメージ管理する ②課税資料の取込みはスキャン・データ連携により行う 次期システムでは次の機能が追加される ①申告受付機能: 課税資料を参照し、納税者の申告情報をもとに確定申告書・住民税申告書を受付する ②合算機能: 登録した各課税資料データの合算を行い、当初課税用データを作成する ③帳票発行機能: 他機関へ連携する扶養是正情報、住民登録外課税通知情報等の帳票及びデータを作成する	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	①申告データの審査と管理 ②申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携 ④特別徴収税額通知データの連携	①申告データの審査と管理 ②申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携 ④特別徴収税額通知データの連携 ⑤個人住民税について、オンラインで申告ができる機能	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	(追加)	サービス検索・電子申請機能	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続	(追加)	その他 中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、子ども・子育て支援システム、健康情報システム	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ③他のシステムとの接続	申請管理システム	申請管理システム、e-Gov電子申請サービス	事前	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	(追加)	システム13 登記課税連携システム	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、172の2、172の3、173の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	国民健康保険料支払情報(医療保険課) 国民健康保険料簡易申告情報(〃) 後期高齢者医療制度保険料支払状況(〃)	国民健康保険料支払情報(保険年金課) 国民健康保険料簡易申告情報(〃) 後期高齢者医療制度保険料支払状況(〃)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	(追加)	市・県民税申告書 電子申告	事後	重要な変更項目でないため

令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	給与支払報告書 (光・磁気ディスク)	給与支払報告書 (光ディスク)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	(追加)	個人住民税ポータル 市・県民税申告書	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	媒体 確定申告書データCSV(e-Tax)1～4表	(削除)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	媒体 給与支払報告書(光・磁気ディスク)	媒体 給与支払報告書(光ディスク)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	課税資料イメージ管理システム	住民税課税支援システム	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	委託業者データセンター	(削除)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	データセンターへファイル転送	(削除)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	媒体から個人市・県民税課税ファイルへの 取込(図:④取込)	(削除)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	個人市・県民税課税ファイルから課税資料イ メージ管理システムへの取込(図:⑤取込)	(削除)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	宛名DBから課税資料イメージ管理システムへ の取込(図:⑤取込)	(削除)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	(追加)	スキャンングデータ・パンチデータの住民税課 税支援システムへの取込(図:⑤取込)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	基幹系連携データ(入力データ)の個人市・県 民税課税ファイルへの取込(図:④取込)	(削除)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 市民税課	⑥課税決定 課税資料を合算・課税計算・決定	⑥課税決定 課税計算・決定	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 資産税課_軽自	(1)税務システムファイル(資産税課事務 軽 自動車税(種別割))	(1)税務システムファイル(資産税課事務 軽 自動車税)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 資産税課_軽自	軽自動車税(種別割)申告書(四輪)	軽自動車税申告書(四輪)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 資産税課_軽自	軽自動車税(種別割)申告書(126cc以上二 輪)	軽自動車税申告書(126cc以上二輪)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 資産税課_軽自	軽自動車税(種別割)申告書(原付・小型特 殊)	軽自動車税申告書(原付小型特殊)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 資産税課_軽自	軽自動車税(種別割)減免申請書等	軽自動車税減免申請書等	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 税滞納 ⑬調査(図、備考)	調査(紙) 金融機関等に対しての調査用紙を出力する	調査 金融機関等に対しての調査内容を出力する	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添1)事務の内容 税滞納 ⑬調査(図、備考)	回答(紙)	回答	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱファイルの概要(税務) 3.特定個人情報の入手・使 用 ③入手の時期・頻度	1. 本人又は本人の代理人(以下、「本人等」と いう。)からの入手 ①個人市・県民税 ・市・県民税申告書(紙)の受付ごとに随時入 手する	1. 本人又は本人の代理人(以下、「本人等」と いう。)からの入手 ①個人市・県民税 ・市・県民税申告書(紙、電子)の受付ごとに随 時入手する	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(税務) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2	納税通知書等作成封入封緘業務(個人市・県 民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税 (種別割))	納税通知書等作成封入封緘業務(個人市・県 民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車 税)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(税務) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3(データセンター)	株式会社北陸システム開発	株式会社ICCデータプラス	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(税務) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4(地方税電子申告)	インテック株式会社	TISI株式会社	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(81件)	提供を行っている(84件)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	(追加)	提供先82、83、84	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。)	移転先36	(削除)	事後	重要な変更項目でないため

令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	(追加)	移転先36	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱ ファイルの概要(イメージ) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	1. 本人等からの入手 ・市・県民税申告書(紙)は受付ごとに随時入手する 2. 本市他部署等からの入手 ・市民課から住民基本台帳に関する情報を随時入手する 3. 官公署等からの入手 ・確定申告書等(eLTAX・国税連携、紙)、給与支払報告書(紙)、公的年金支払報告書(紙)は受付ごとに随時入手する 4. 他団体等からの入手 ・他市町村から回送された給与支払報告書(紙)、確定申告書(紙)、公的年金支払報告書(紙)、特別徴収義務者からの給与支払報告書(紙)は受付ごとに随時入手する 5. 民間事業者からの入手 ・給与支払報告書(紙)は受付ごとに随時入手する 6. 税務システムからの入手 ・宛名情報、事業所情報は随時入手する ・給与支払報告書情報(eLTAX、光・磁気ディスク)、公的年金支払報告書情報(eLTAX)は受付ごとに随時入手する ※課税資料は当初課税時期(1月から6月)が多いが、更正、修正申告等により随時入手	1. 本人等からの入手 ・市・県民税申告書(紙)は受付ごとに随時入手する 2. 本市他部署等からの入手 ・市民課から住民基本台帳に関する情報を随時入手する 3. 官公署等からの入手 ・確定申告書等(eLTAX・国税連携、紙)、給与支払報告書(紙)、公的年金支払報告書(紙)は受付ごとに随時入手する 4. 他団体等からの入手 ・他市町村から回送された給与支払報告書(紙)、確定申告書(紙)、公的年金支払報告書(紙)、特別徴収義務者からの給与支払報告書(紙)は受付ごとに随時入手する 5. 民間事業者からの入手 ・給与支払報告書(紙)は受付ごとに随時入手する 6. 税務システムからの入手 ・宛名情報、事業所情報は随時入手する ・給与支払報告書情報(eLTAX、光・磁気ディスク)、公的年金支払報告書情報(eLTAX)は受付ごとに随時入手する 7. マイナポータル申請管理により入手 ・個人住民税申告(電子)は受付ごとに随時入手する ※課税資料は当初課税時期(1月から6月)が多いが、更正、修正申告等により随時入手	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱ ファイルの概要(イメージ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥ 委託先名	インテック株式会社	・課税資料イメージ管理システムASPサービス(現行):TISI株式会社 ・課税資料イメージ管理システムASPサービス(次期):富士通Japan株式会社	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和8年9月4日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(税務)	③ 軽自動車税(種別割)	③ 軽自動車税	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(イメージ)	(3) 課税資料イメージ管理ファイル ① 住民情報ファイル 1. 年分 2. 宛名番号 3. 生年月日 4. 世帯番号 5. 続柄コード 6. 未登録者区分 7. カナ氏名 8. 漢字氏名 9. 世帯内表示順 10. 住民状態 11. 漢字住所 12. 方書 ② 資料住民番号対応テーブル 1. 年分 2. 資料区分 3. 資料番号 4. 宛名番号 5. 指定番号(事業所番号) 6. 資料データカナ氏名 7. 資料データ生年月日 8. 担当職員情報 9. 個人番号 10. 法人番号 ③ 事業所情報ファイル 1. 指定番号 2. 事業所名称 3. 事業所カナ名称 4. 事業所所在地 5. 事業所方書 ④ 確申連携ファイル情報 1. 年分 2. 資料区分 3. 資料番号 4. 国税ファイル名 ⑤ 国税連携ファイル検索情報 1. 年分 2. 資料登録日(データ送信日) 3. カナ氏名 4. 漢字氏名 5. 生年月日 6. 漢字住所 7. 局署番号 8. 整理番号 9. バッチ番号 10. 利用者識別番号 11. 受付番号 12. 個人番号 13. 国税ファイル名 ⑥ 資料イメージデータ 1. 年分 2. 資料区分 3. 資料番号 4. 資料イメージ ⑦ 電子給報・年金報データ 総務省通達形式のとおり ⑧ 確定申告書(e-TAX・KSK)データ 国税庁XML構造設計書のとおり	(3) 課税資料イメージ管理ファイル ① 住民情報ファイル 1. 年分 2. 宛名番号 3. 生年月日 4. 世帯番号 5. 続柄コード 6. 未登録者区分 7. カナ氏名 8. 漢字氏名 9. 世帯内表示順 10. 住民状態 11. 漢字住所 12. 方書 ② 資料住民番号対応テーブル 1. 年分 2. 資料区分 3. 資料番号 4. 宛名番号 5. 指定番号(事業所番号) 6. 資料データカナ氏名 7. 資料データ生年月日 8. 担当職員情報 9. 個人番号 10. 法人番号 ③ 事業所情報ファイル 1. 指定番号 2. 事業所名称 3. 事業所カナ名称 4. 事業所所在地 5. 事業所方書 ④ 確申連携ファイル情報 1. 年分 2. 資料区分 3. 資料番号 4. 国税ファイル名 ⑤ 国税連携ファイル検索情報 1. 年分 2. 資料登録日(データ送信日) 3. カナ氏名 4. 漢字氏名 5. 生年月日 6. 漢字住所 7. 局署番号 8. 整理番号 9. バッチ番号 10. 利用者識別番号 11. 受付番号 12. 個人番号 13. 国税ファイル名 ⑥ 資料イメージデータ 1. 年分 2. 資料区分 3. 資料番号 4. 資料イメージ ⑦ 電子給報・年金報データ 総務省通達形式のとおり ⑧ 確定申告書(e-TAX・KSK)データ 国税庁XML構造設計書のとおり 次期システムでは以下の記録項目となる。 ① 住民情報 1. 年度 2. 宛名番号 3. 世帯番号 4. 生年月日 5. カナ氏名 6. 氏名 7. 続柄 8. 性別 9. 住所 10. 郵便番号 11. 電話番号 12. 行政区 13. 納税組合 14. 障害区分 15. 寡婦ひとり親区分 16. 死亡転出入 17. 生活保護 18. 配偶者宛名番号 19.	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和8年9月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 本人等からの入手 ・申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、窓口受付の場合、記載指導により必要な情報以外は記載させないようにする ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように、記載要領を充実する ・サービス検索・電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・文書による申告の態様の際、特定個人情報を課税資料として使用する旨の説明文を同封する ・来庁による申告等の際、特定個人情報を課税資料として使用する旨の説明を十分に行う ・他団体等及び官公署等及び本市他部署から提出された課税資料の基本5情報は、本市保有情報と手順書に基づいたバッチ処理によって突合し、チェックした上で入手している ・市民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カードの提示を受ける ・通知カード若しくは住民票の写し又は住民票記載事項証明書のほかに運転免許書等、官公署から発行・発給された書類であって、写真、氏名、生年月日又は住所が記載されているものいずれか1つにより確認する ・市民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した本市は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する ・その他、番号法施行令及び番号法施行規則に準じて確認する	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報は、提出された申告書等や調査により収集した資料により突合し、確認している ・収集した資料により入手した情報に変更が生じた場合は、職権で適宜修正している ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため